

農業水利施設等を活用した 小水力発電施設導入の手続き・事例集

令和3年9月

農林水産省農村振興局水資源課
国土交通省水管理・国土保全局水政課

はじめに

農村地域には、地域資源である農業用水の包蔵水力や日照条件の良好な太陽光など、豊富で多様な自然エネルギーが賦存しています。

土地改良事業により行う水力発電は、ダムや水路など土地改良施設の落差等から得られる水力エネルギーを電気エネルギーとして有効に活用するもので、土地改良施設の運転・操作に必要な電力を供給し、維持管理の軽減を目的に昭和58（1983）年度より実施しています。

近年では、固定価格買取制度（FIT）の開始や河川法の手続きの簡素化など、小水力発電の取組を後押しする政策により取組箇所が拡大してきています。

今後、政府として2050カーボンニュートラルの実現を目指すことやみどりの食料システム戦略を実行していくうえで、小水力発電の取組を更に推進していくことが重要です。

本資料では、土地改良施設へ管理者自らや民間事業者が小水力発電施設を導入するうえで必要となる手続きに加え、発電水利権の取得や「相乗り発電」等の事例も交え取りまとめましたので、小水力発電施設の導入の一助になれば幸いです。

目 次

1. 農業水利施設を活用した水力発電の概要	1
2. 小水力発電施設導入の手続き	5
・水力等発電施設導入の流れ	6
・土地改良施設の利用手続き	7
・河川法の手続き	11
・電気事業法について	18
・電力会社との手続き	20
・固定価格買取制度の手続き	21
・事業計画認定の手続き	22
3. 小水力発電施設導入事例	24
・農業水利施設を活用した発電事例	25
・農業水利施設を活用した民間企業等による発電事例	27
・発電用水利権の取得や「相乗り発電」による発電事例	29
・地産地消型の発電事例	31
4. QA・参考資料	33
5. 支援措置・窓口	39

1. 農業水利施設を活用した水力発電の概要

農業水利施設を活用した水力発電

- 農業用水は地域の人々（土地改良区等）の努力と負担によって守り育まれている資源であり、その資源を活用した小水力発電は、土地改良施設の維持管理費の節減や農村の活性化に資するものです。

私たちの身近にある農業用水路、頭首工、ダムなどの農業水利施設には、小規模な水力発電（小水力発電）を行うことの出来る「流量」と「落差」のある場所が多く残されています。

我が国はエネルギー資源のほとんどを輸入に依存しているなか、クリーンな純国産エネルギーで、自然循環による再生可能なエネルギーである「小水力発電」には、大きな関心が寄せられています。

農業用ダムを利用した
小水力発電施設

頭首工を利用した
小水力発電施設

大淀川左岸地区（宮崎県綾町）

パイプラインを利用した
小水力発電施設

基幹的農業用水路を利用した
小水力発電施設

農業用水路を利用した
小水力発電施設

那須野原地区（栃木県那須塩原市）

中島地区（石川県川北町）

早月地区（富山県滑川市）

既設の農業水利施設を利用した小水力発電は、整備時の環境負荷が小さく、発電時には二酸化炭素を発生しない自然環境に優しいエネルギーです。

農村地域を潤している農業用水路等を利用した小水力発電への取組は、既存社会資本ストックの有効活用の面からも意義のあるものです。

農業水利施設を活用した水力発電

- 農業水利施設は、用水を安全に通水するためにエネルギーを減じる落差工や減圧バルブ等の施設を有していることから、これを発電に利用することが可能です。

落差工の例

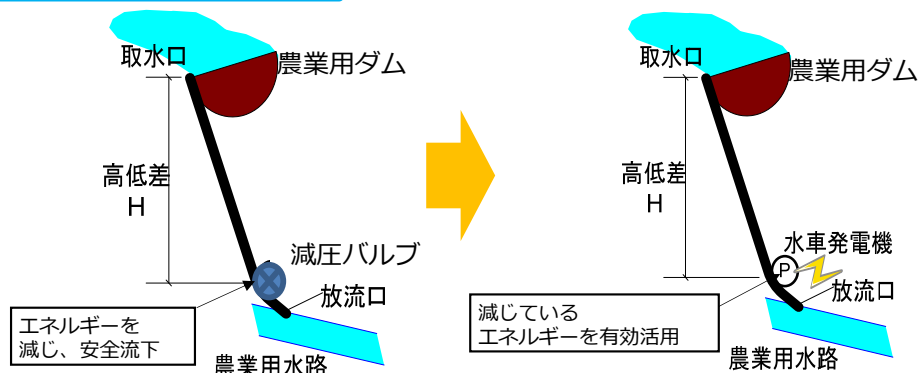


設置後全景



七ヶ用水発電所（石川県）
最大出力630kw

減圧バルブの例



ダムの落差エネルギーを利用した小水力発電



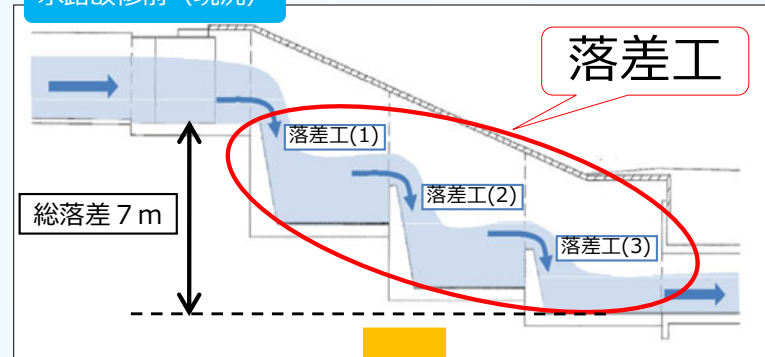
水力発電施設の事例

【国営かんがい排水事業 大井川用水地区(静岡県)】

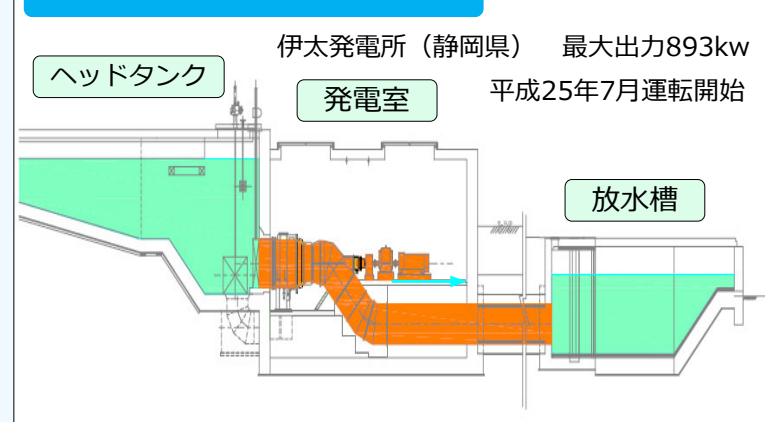
- 国営事業による用水路の改修にあたって、赤松幹線水路に設置されている総落差7mの落差工を利用した小水力発電施設を整備（最大出力893kW）。
- 発電施設の整備を用水路改修と同時に実施出来たため、単独で発電施設を整備する場合よりも、取壊し費用や仮設費用等が安価となり、施工性も有利。

水路縦断面図

水路改修前（現況）



水路改修後（小水力発電施設設置）



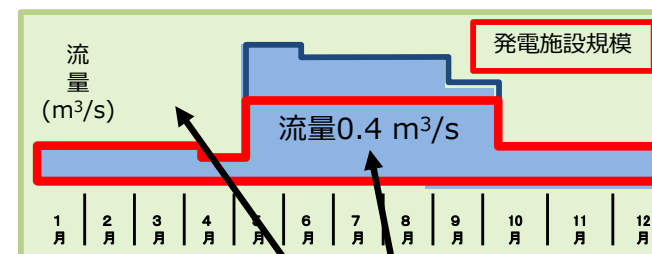
水力発電の基本事項

- 水力発電では、水の持つエネルギーを電気エネルギーに変換して利用します。流量と落差が発電規模を決める大きな要素となります。

$$P \text{ (kW)} = 9.8 \times Q \text{ (m}^3/\text{s)} \times H \text{ (m)} \times \eta$$

$P \text{ (kW)}$: 発電電力 $Q \text{ (m}^3/\text{s)}$: 流量 $H \text{ (m)}$: 有効落差
 η : 効率 (発電機や水車などの効率 $\div 0.72$)

概ね $P \text{ (kW)} \div 7 \times \text{流量} \times \text{落差}$



農業用水は、かんがい期・非かんがい期の水量差が大きいことに留意が必要

(計算例)

落差 $H = 20 \text{ (m)}$ 、流量 $Q = 0.4 \text{ (m}^3/\text{sec)}$ の小水力発電

発電電力 $P \div 9.8 \times 0.4 \text{ (m}^3/\text{s)} \times 20 \text{ (m)} \times 0.72 = 56 \text{ (kW)}$

年間発電量 = $56 \text{ (kW)} \times 24 \text{ (時間)} \times 365 \text{ (日)} \times \text{設備利用率 (平均60\%※)} = 29 \text{ 万kWh}$

※整備済み地区の平均

電力供給量の目安

1世帯の年間電力使用量 :

約3,000 (kWh/年) ※

97世帯分の電力に相当 (参考試算値)

二酸化炭素削減の目安

1kWhの水力発電で

0.551kgのCO₂を削減※

160tのCO₂削減に相当 (参考試算値)

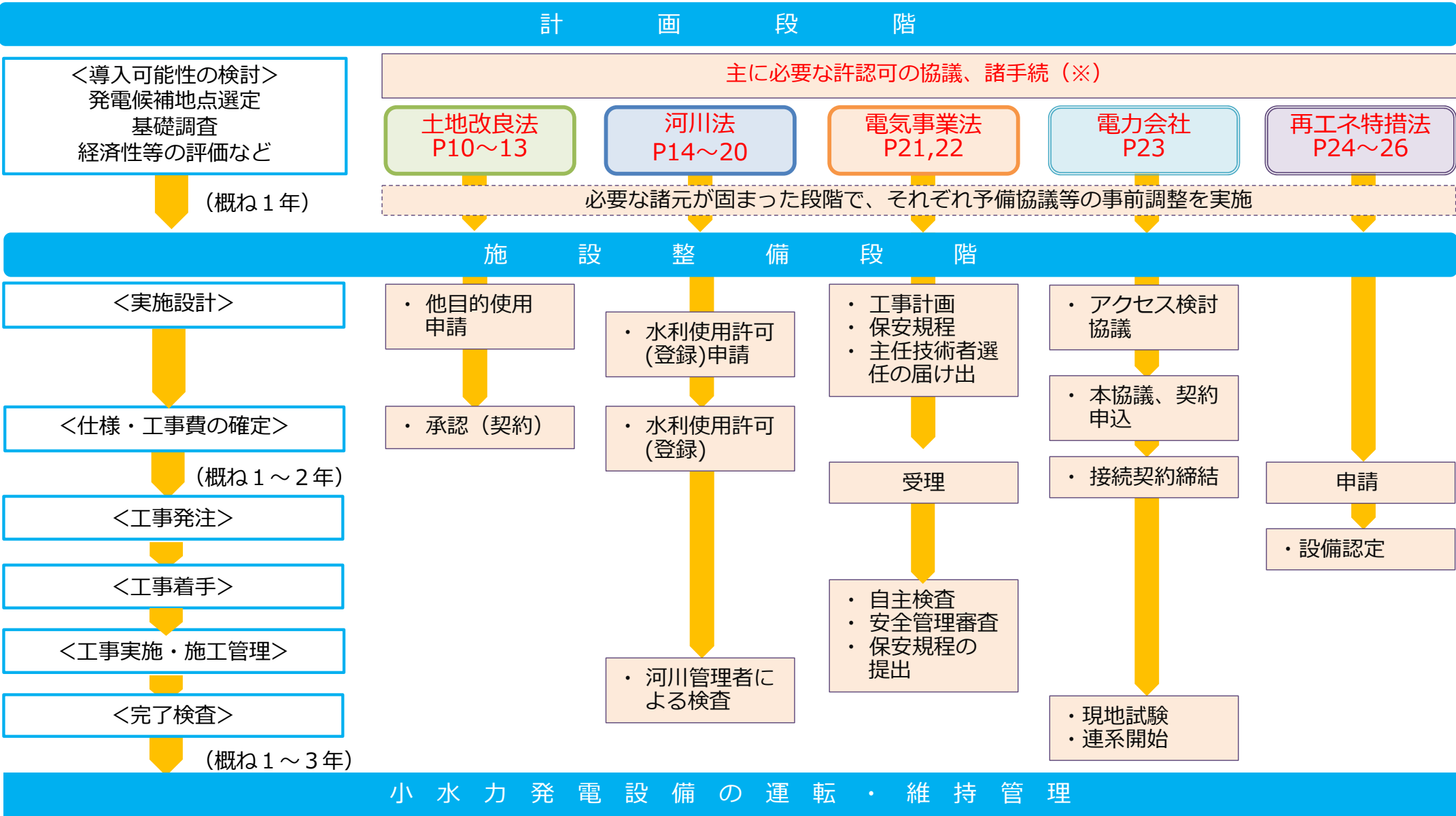
※ 資源エネルギー庁H27「電力調査統計」等をもとに試算

※ 1kWhの水力発電で0.551kgのCO₂が削減 (環境省「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」で規定された排出係数)

2. 小水力発電施設導入の手続き

水力等発電施設導入の流れ

○ 農業水利施設を活用した小水力発電施設の導入のためには、設置個所の施設や河川等の管理者、電力事業者との調整が必要となります。



※ その他、自然公園法、自然環境保全法、森林法、農地法、建築基準法、消防法などの法令手続きが必要になる場合がある。
また、協議・諸手続のタイミング等については、地区状況等により異なる。

土地改良施設の利用手続き（土地改良施設）

土地改良法

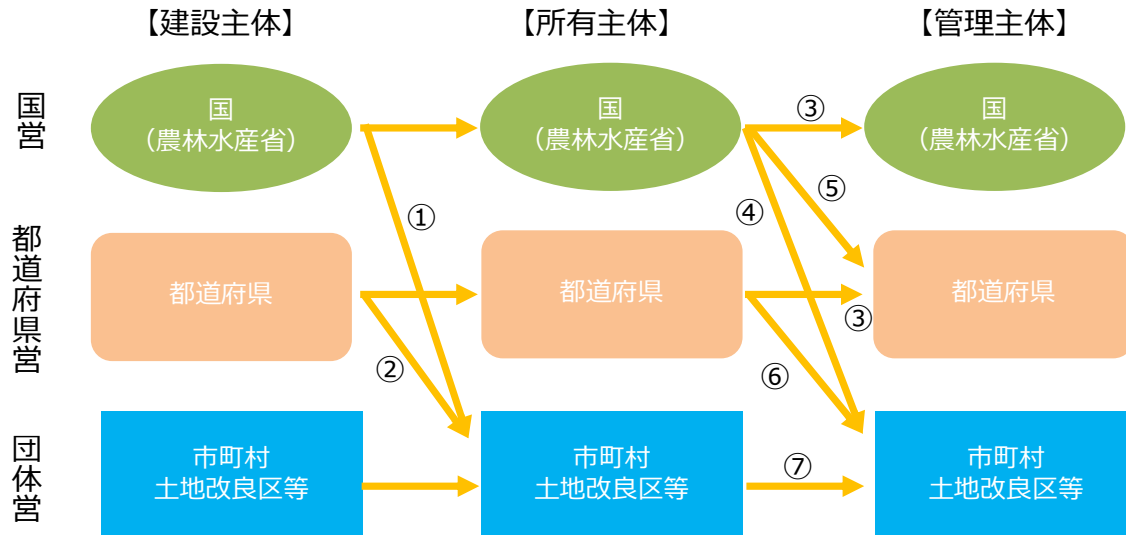
- 農業水利施設（土地改良施設）は、農業生産の維持・向上を図る目的で造成された施設であり、農業水利施設を発電に利用する場合には、本来の用途や目的と異なるため、発電主体は、施設所有者の承認を得て、施設管理受託者と契約を締結するための手続きが必要です。

農業用水路等の管理者

土地改良事業により造成された施設は、土地改良法又は条例に基づき維持管理されています。

- ①国営事業による造成施設については、土地改良区等に管理委託又は譲与し、土地改良区等が管理
- ②都道府県営事業による造成施設については、土地改良区等に管理委託又は譲与し、土地改良区等が管理
- ③団体営事業による造成施設については、造成主体の土地改良区等が原則、管理

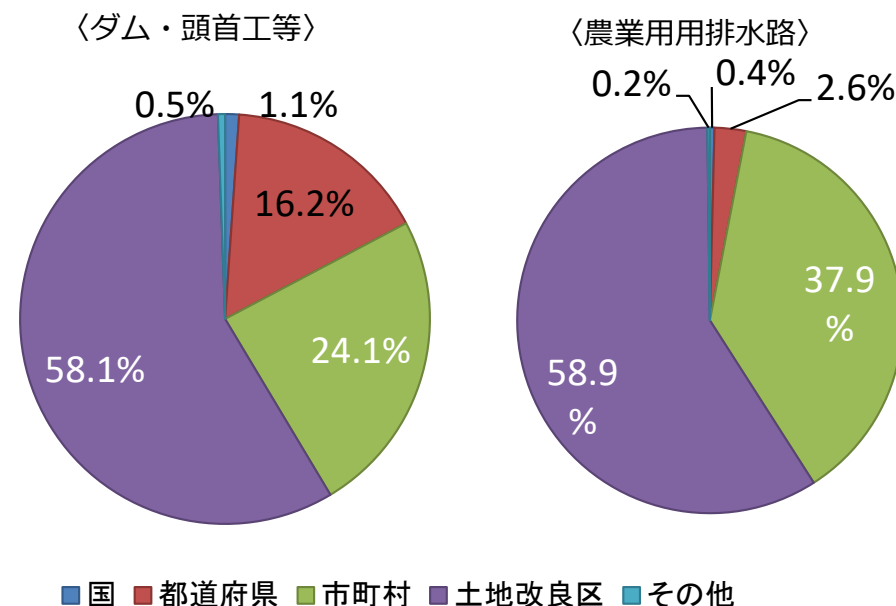
土地改良施設の帰属主体と管理主体の関係



- ① 土地改良法第94条の3による譲与（条件付譲与）
- ② 条例による譲与（地方自治法）
- ③ 土地改良法第85条による直轄管理
- ④⑤ 土地改良法第94条の6による管理委託
- ⑥ 土地改良法第94条の10又は条例による管理委託
- ⑦ 土地改良法第57条による管理（造成主体の管理義務）

施設の管理は、その多くが土地改良区にゆだねられている。

【管理主体別の構成比（譲与を含む）】



土地改良施設の利用手続き（手続きの流れ）

土地改良法

- 土地改良事業で整備した施設を活用して発電する場合は、土地改良法上、本来の用途や目的と異なるため、施設所有者の承認が必要です。

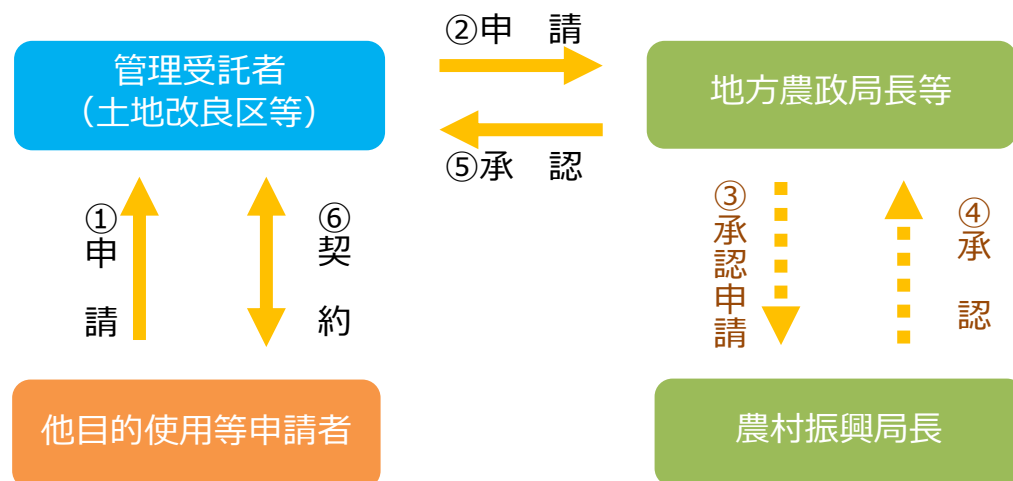
小水力発電を実施する場合の条件と手続き

施設の本来の用途・目的を妨げない限度において、管理受託者たる土地改良区等は、小水力発電を実施しようとする者に他目的使用を認めるか否かについて判断し、認めようとする場合は、農政局長等へ承認を申請することとされています。

ただし、国営造成施設、県営造成施設等の区分によって事務手続きが変わることに注意が必要です。

小水力発電を実施する場合の手続きの流れ（国営造成施設の場合）

一義的に管理受託者たる土地改良区等の意向が尊重される仕組みになっています。



※農村振興局長の承認を必要とするものは、ダム、頭首工、揚水施設並びに水路を発電事業又は水道事業の用に供する場合（国が建設費負担相当額を徴収する場合）

土地改良区の定款変更

土地改良区は、自らが附帯事業として発電事業を行う場合は、定款に発電事業について定める必要があります。

また、第三者が発電事業を行うために施設を他目的使用させる場合は、定款に附帯事業として他目的使用について定めた上で、当該第三者と他目的使用契約を締結する必要があります。

なお、定款の変更は、総(代)会での議決及び都道府県知事の許可が必要となります。

土地改良区は、

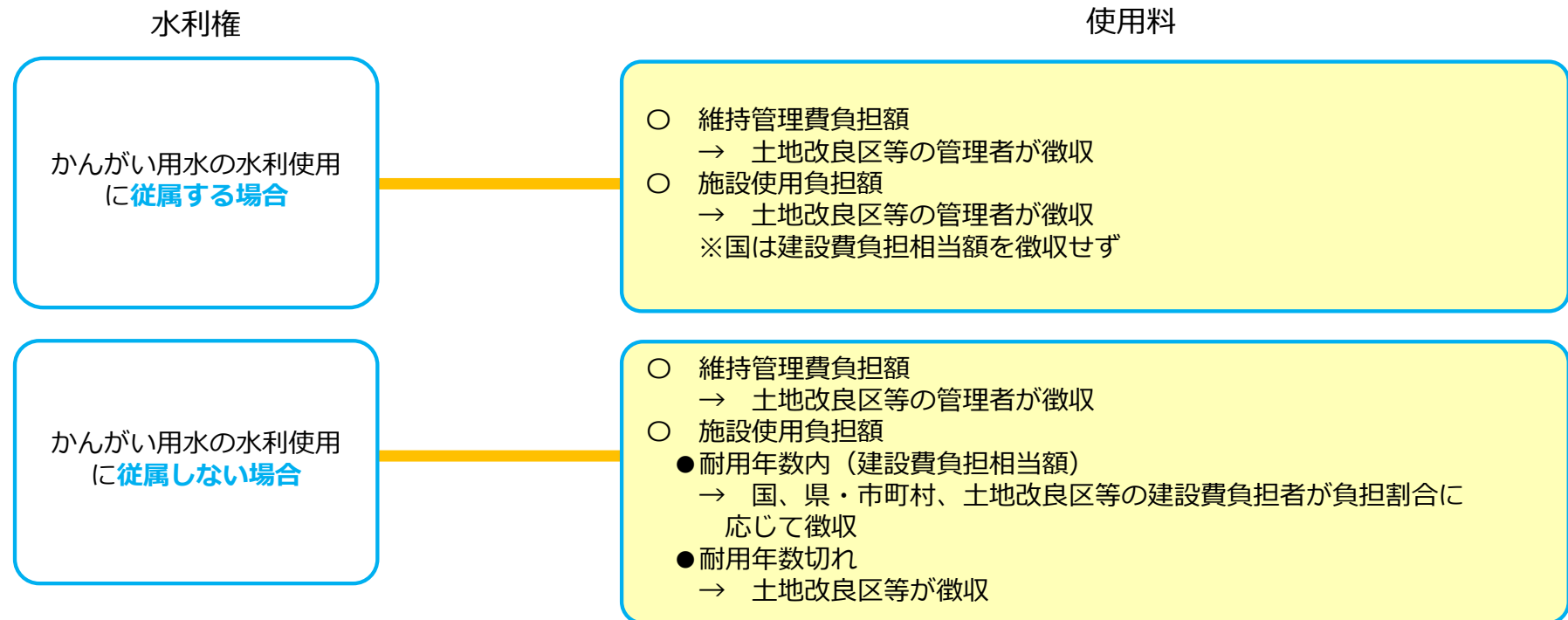
- ・ 附帯事業として発電事業を行う場合
- ・ 土地改良区以外の者が発電事業を行うために、施設を他目的使用させる場合

には、いずれの場合も附帯事業として定款に定める必要があります。

他目的使用料徴収の流れ

他目的使用者は、施設の利用状況等に応じた他目的使用料（施設使用負担額及び維持管理費負担額）の支払いが求められる仕組みとなっています。

他目的使用料徴収の流れ

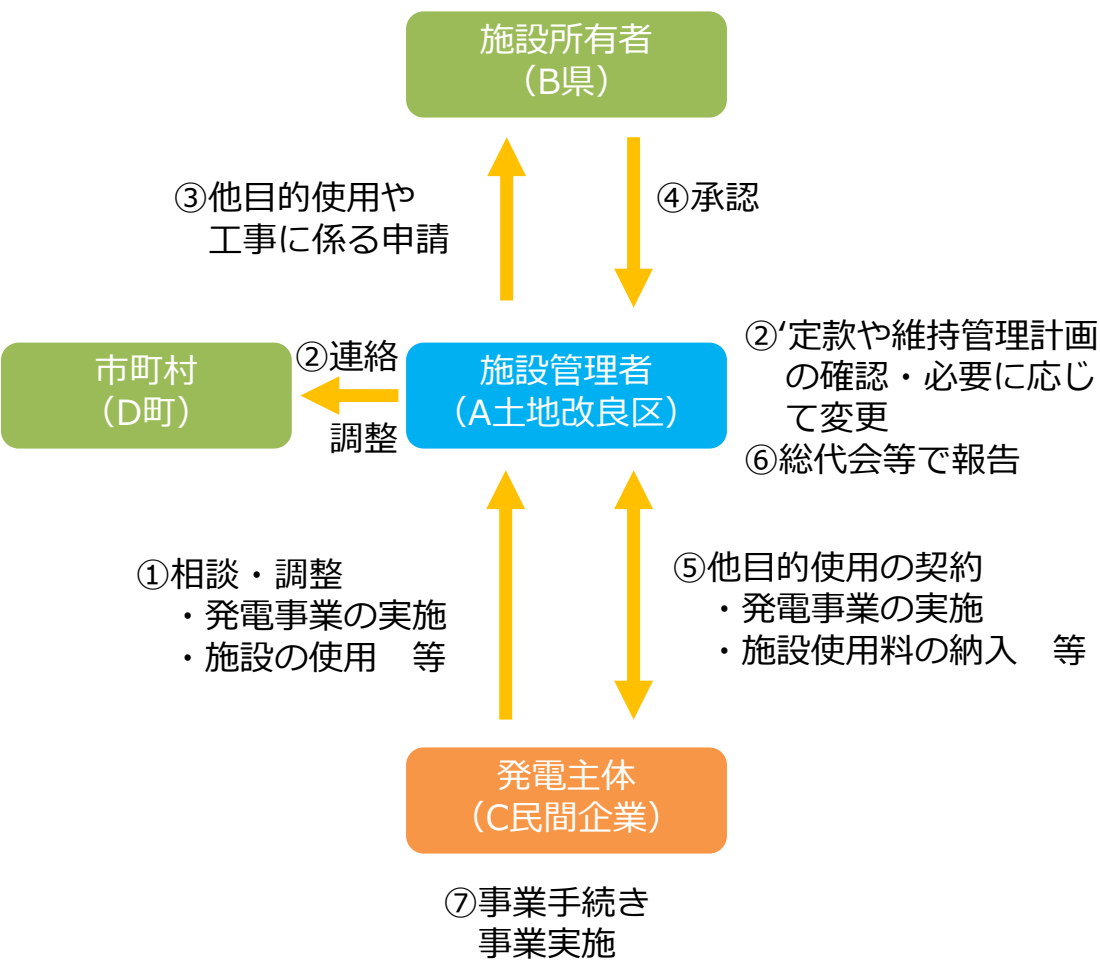


土地改良区が自ら造成した施設や、国等から土地改良区に譲与された施設の他目的使用については、土地改良区の内部規定（定款等）に基づく手続きが必要となる（農政局長等の承認は不要）。

民間事業者等による発電

土地改良区等施設管理者以外（民間の企業・団体等）が農業水利施設を利用して発電を行う場合、農業水利施設本来の用途又は目的を妨げない範囲内で使用する必要があり、土地改良区等の施設管理者と発電主体（民間の企業・団体等）との間で土地改良施設の他目的使用の契約を結ぶ必要があります。

民間企業による農業水利施設を利用した発電事業例 （県営造成施設を利用）



小水力発電導入に係る他目的使用契約等の指針事例（山形県）

水路等水利施設設置者	水路等水利施設管理者	発電施設設置者	発電事業者	発電に係る水路等水利施設の他目的使用申請、使用料の納入		改築、追加工事等申請	土地改良区の維持管理計画書の変更
				① 発電施設設置者	施設管理者		
				② 発電事業者			
国	県	国 (発電施設を造成し、土地改良区に管理委託)	土地改良区	不要		※ 不要	発電施設を土地改良区の維持管理計画書に記載が必要
		県 (造成後に土地改良区に譲渡)	土地改良区	① 不要	要	要	
		土地改良区	土地改良区	② 要			
		企業	企業	要			
		JA	JA				
		市町村	市町村				
		県 (造成後に市町村に譲渡)	市町村	① 不要			
				② 要			
	土地改良区	国 (発電施設を造成し、土地改良区に管理委託)	土地改良区	不要		※ 不要	不要 ※発電施設設置先となる施設の管理方法に変更が生じない場合は不要(個別に判断が必要)
		県 (造成後に土地改良区に譲渡)	土地改良区	① 要	要		
		土地改良区	土地改良区	② 不要			
		企業	企業	不要			
		JA	JA	要			
		市町村	市町村				
県	土地改良区	県 (造成後に土地改良区に譲渡)	土地改良区	不要		要	不要
	土地改良区	土地改良区	不要		不要		
	企業	企業	要		要		
	JA	JA	要		要		
	市町村	市町村	要		要		
	県 (造成後に市町村に譲渡)	市町村	要		要		
土地改良区	土地改良区	土地改良区	土地改良区	不要		不要	要
	企業	企業	企業	要		要	
	JA	JA	JA	要		要	
	市町村	市町村	市町村	要		要	

※：国営更新事業の工事を行うときは、あらかじめ、管理受託者との間で「管理委託財産に関する協定書」を締結する。〔国営更新事業の実施に伴う土地改良財産等の取扱要領について（平成8年3月28日付け8構改A第205号）〕第3の1の（3）

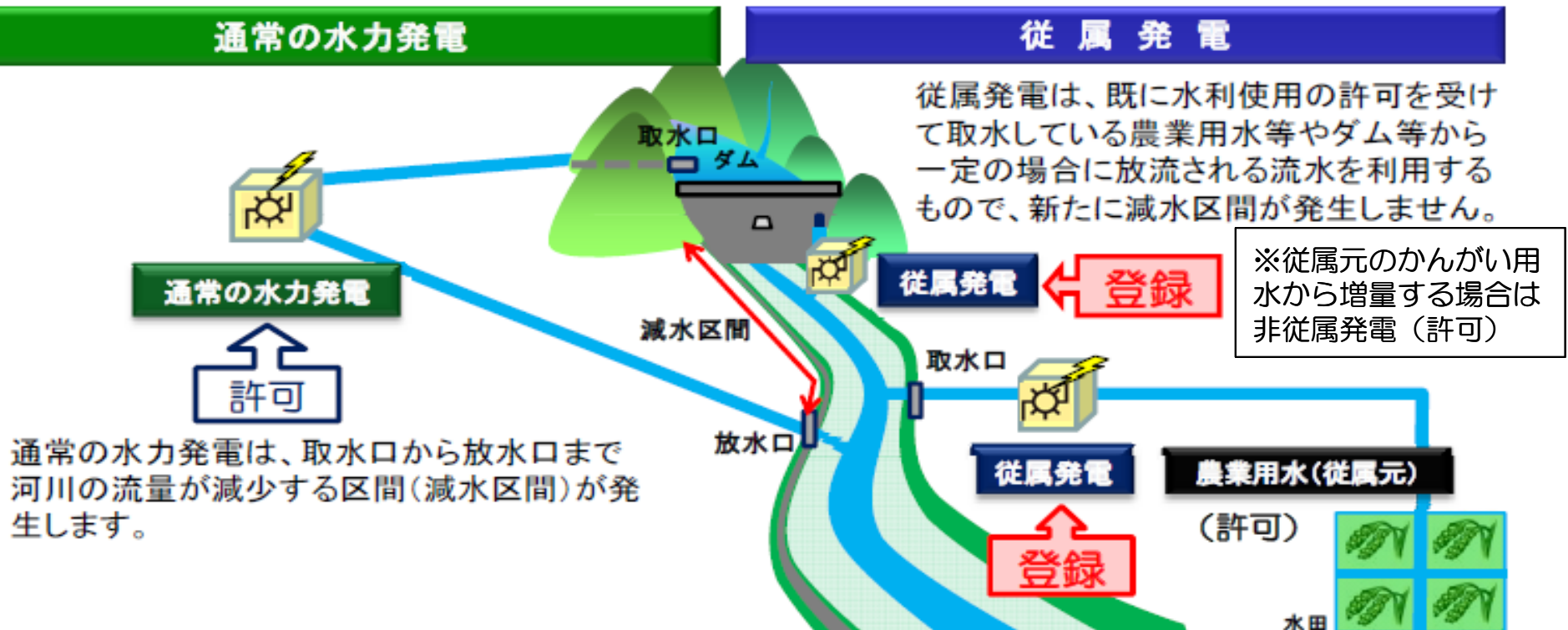
○「発電に係る水路等水利施設の他目的使用申請、使用料の納入」について
「不要」とは、他目的使用申請及び使用料の納入が不要。
「要」とは、他目的使用の申請が必要。ただし、使用料の納入は原則必要であるが管理者の判断により不要とすることも可能。

河川法の手続き(許可と登録)

- 河川を流れる水を利用して小水力発電を行う際、河川法に基づく手続き（発電用水利権取得）が必要です。
- 既に許可を受けている水量を利用して発電を行う場合、従属発電として比較的簡易な登録の手続きにより水利権を取得できます。
- 既に許可を受けている水量を超えて取水し発電する場合（非従属発電）や新たに河川へ減水区間を生じさせるものは、許可申請での水利権の取得を行います。

	通常の水力発電	従属発電	非従属発電
減水区間の有・無	有	無	有（※）
水利権の許可・登録	許可	登録	許可

※：従属元のかんがい用水から増量する場合は、非従属発電。



河川法の手続き(必要となる範囲のイメージ：農業用水)

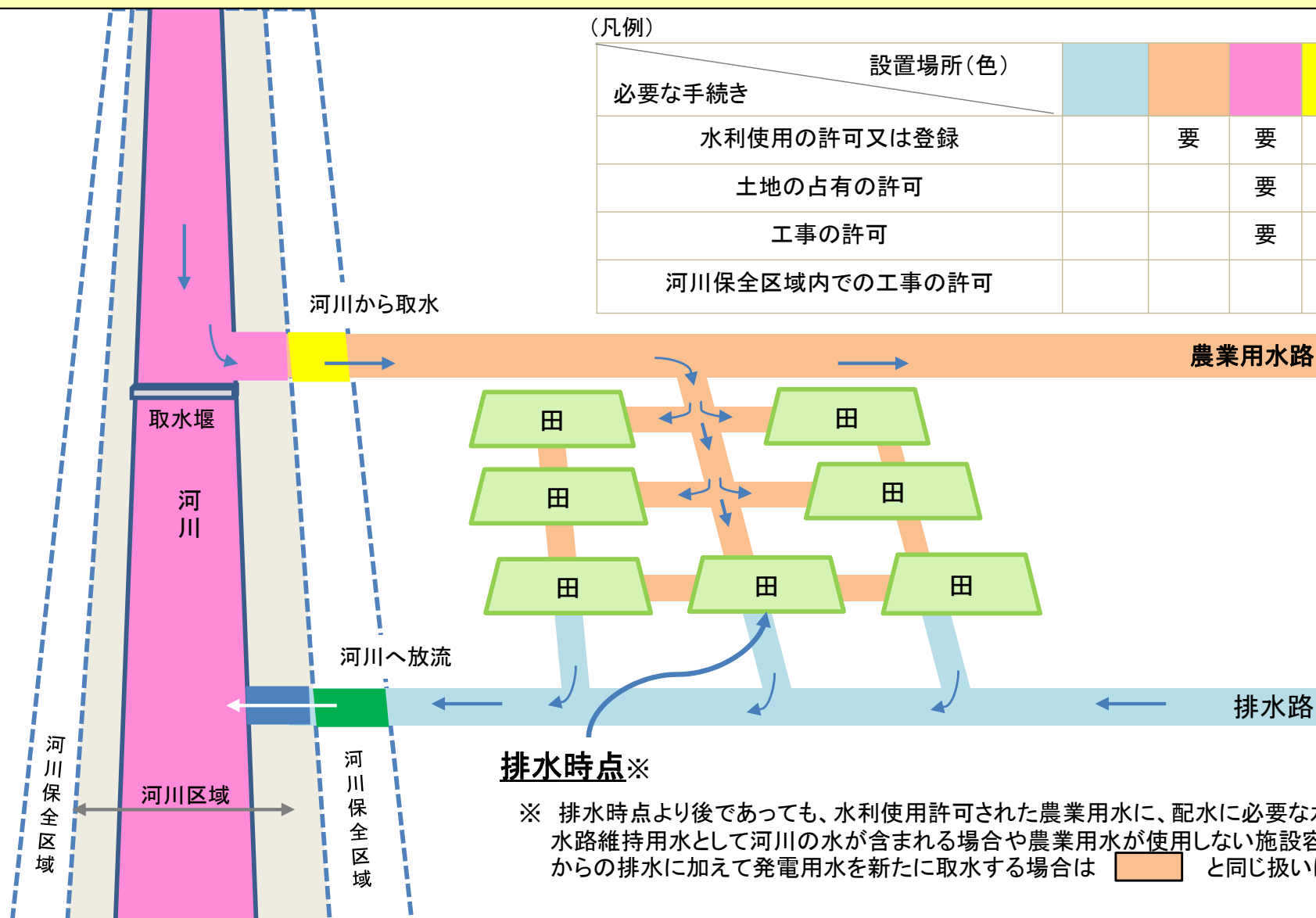
河川法

発電所を設置する場所により、河川法の手続きが必要な場合と不要な場合があります。

(発電所を水色の範囲に設置する場合には、河川法に基づく許可手続は、基本的には必要ありません。)

(凡例)

必要な手続き \ 設置場所(色)	水色	茶色	黄色	緑色	青色
水利使用の許可又は登録		要	要	要	
土地の占有の許可			要		要
工事の許可			要		要
河川保全区域内での工事の許可				要	要



※ 排水時点より後であっても、水利使用許可された農業用水に、配水に必要な水位確保のためなどの水路維持用水として河川の水が含まれる場合や農業用水が使用しない施設容量を活用するため、田からの排水に加えて発電用水を新たに取水する場合は と同じ扱いになります。

河川法の手続きの簡素化・円滑化（１）

- 小水力発電の推進に向け、平成25年に従属発電への登録制の導入、水利使用区分の見直し、水利使用手続きの簡素化等、河川法に基づく手続きの簡素化・円滑化が図られています。

措置前

手続きの簡素化・円滑化の取組

効果

1. 従属発電

- 申請書類が簡素化されたが、関係行政機関との協議等を経て許可。

■従属発電への登録制の導入 (河川法H25.12.11施行)

- 審査要件の明確化(一定の要件を満たせば登録)
- 関係行政機関との協議等不要

- 申請書類作成に係る負担軽減
- 手続き処理期間の短縮
登録の場合:5ヶ月 → 1ヶ月

2. 新規の発電用水利権取得

- 1級河川の全発電水利権は、出力規模に関わらず、国土交通大臣の許可。

■水利使用区分の見直し等 (河川法施行令 H25.4.1 施行)

- 1級河川指定区間の1000kW未満の発電水利権の許可権限を、国土交通大臣から都道府県知事等に移譲

- 手続き処理期間の短縮

- 河川の生態系や景観への影響調査や河川維持流量の検討等が必要。

■非かんがい期等における水利使用手続きの簡素化 (H25.7.1)

- 既存の河川環境資料がある場合、新たな調査を省略可
- 動植物に係る調査は文献や聞き取りでも可
- 地方整備局等の支援窓口を通じ、調査結果を積極的に提供

- 調査、申請書類作成に係る負担軽減

3. 慣行水利権の取扱い

- 慣行水利権を利用した新規の発電水利権の許可を行う場合の要件が明確でない。

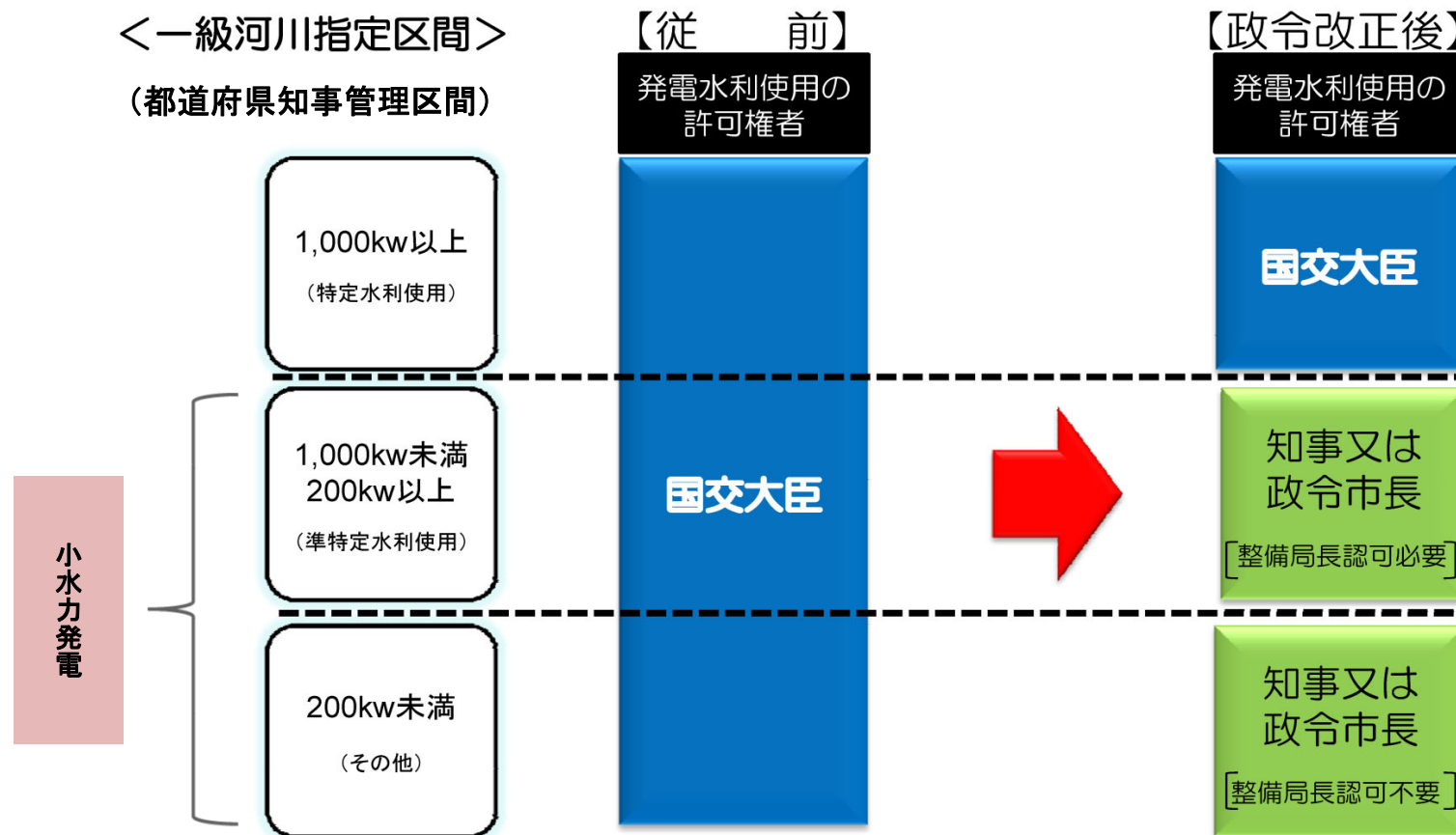
■慣行水利権を利用した発電用水利権の取得 (H25.12.11)

- 登録制を適用した従属発電用水利権の取得
慣行水利権の取水量を確認(最低1年間で半旬毎)し、慣行水利権の範囲内で発電を行うことが明らかになれば、登録制を適用
- 慣行水利権はそのまま、新規の発電用水利権を申請する場合の調査内容等について簡素化

- 慣行水利権が多い中山間地域の農業水利施設を活用した小水力発電の導入推進に寄与

河川法の手続きの簡素化・円滑化（２）

- 河川法に基づく手続きにあたり、小水力発電（1,000 k w未満）のためにする水利使用については、水利使用区分を見直し、許可権者を国土交通大臣から都道府県知事又は政令市長へ移譲。これにより許可までの期間が短縮され、申請者の負担が軽減されます。



＊ 平成25年4月1日施行

※一級河川直轄区間や二級河川においては、関係行政機関の長への協議等関係手続を一部簡素化

※一級河川直轄区間では、国土交通大臣が出力の規模に関わらず許可権者となる

河川法の手続きの簡素化・円滑化（３）

- 非従属発電の水利権の取得は許可制となっていますが、以下のとおり手続きの簡素化が図られています。

通常の発電の水利使用許可の申請に必要な主な書類

水力発電計画の概要

発電に使用する水量の根拠

河川流量の確認資料

発電のための取水が可能かどうかの計算書

治水・利水・環境への対策

発電施設の
構造計算書、設計書

関係河川使用者の同意書

主な記載内容

- ・ 発電の目的、発電期間、最大取水量、最大発電量など

主な記載内容

- ・ 取水地点の河川流量から、利用可能な発電使用水量を検証

通知による簡素化

- ・ 河川管理者等が調査した河川流量データの活用可能
- ・ 他の観測所等の流量データからの換算データ活用も可能
- ・ 地方整備局支援窓口を通じ、所有する調査結果を積極的に提供

主な記載内容

- ・ 治水への影響（既存施設活用の場合特に検討不要）
- ・ 他の河川利用者、動植物や景観から河川維持流量を設定

通知による簡素化

- ・ 河川維持流量が設定され、河川環境に係る資料が存在する場合は新たな調査を省略
- ・ 動植物に係る調査は、文献や聞き取りでも可能
- ・ 地方整備局支援窓口を通じ、所有する調査結果を積極的に提供

主な記載内容

- ・ 河川区域でなければ工事概要のみ

主な記載内容

- ・ 減水区間に利水者、漁業者があれば同意書を添付

(1) 登録申請の手続き

かんがい用水など既に許可を得ている流水を利用して発電を行う場合、河川法第23条の2（流水の占用の登録）に基づく登録の手続きを行う必要があります。

(2) 登録権者と処理期間

登録権者は、従属元（例：かんがい用水）の水利使用の許可権者と同じになります。標準的な処理期間の目安は1ヶ月となっています。（ただし、補正に要する期間は除く。）※なお、都道府県が登録権者の場合は、これに準じて条例で定めた期間となる。

(3) 登録申請書に必要な主な書類

登録申請書には以下のような書類を添付する必要があります。

水力発電計画の概要

治水・利水・環境への対策

関係河川使用者の同意書

発電に使用する水量の根拠

発電施設の
構造計算書、設計書

河川流量の確認資料

発電のための取水が
可能かどうかの計算書

※登録申請において必要な図書の内容は、河川法施行規則第11条の2に定められており、規定されているもの以外の図書の提出は求めない。

※河川区域内等に工作物を設置する場合は、登録申請と同時に河川法第24条、第26条第1項等の許可申請が必要となる。

※新たに水路等を設置せず、既存の水路に直接発電設備を設置する場合は、平面図は省略可。

(1) 許可申請の手続き

新たに河川から発電を目的として取水する場合、河川法第23条（流水の占用の許可）に基づく許可を得る必要があります。

(2) 許可権者と処理期間

許可権者は、河川区分や発電規模により異なります。標準的な処理期間の目安は国土交通大臣が行うものは10ヶ月、各地方整備局長等が行うものは5ヶ月となっています。（ただし、補正に要する期間は除く。）※なお、都道府県が許可権者の場合は、これに準じて条例で定めた期間となる。

(3) 許可申請書に必要な主な書類

許可申請書には以下のような書類を添付する必要があります。

水力発電計画の概要

治水・利水・環境への対策

関係河川使用者の同意書

発電に使用する水量の根拠

発電施設の
構造計算書、設計書

河川流量の確認資料

発電のための取水が
可能かどうかの計算書

※許可申請において必要な図書の内容は、河川法施行規則第11条に規定されている。

※河川区域内等に工作物を設置する場合は、許可申請と同時に河川法第24条、第26条第1項等の許可申請が必要となる。

- 小水力発電施設は、電気事業法において「電気工作物」として位置づけられ、一定規模以上の発電事業を行う場合は協議・諸手続きが必要となります。

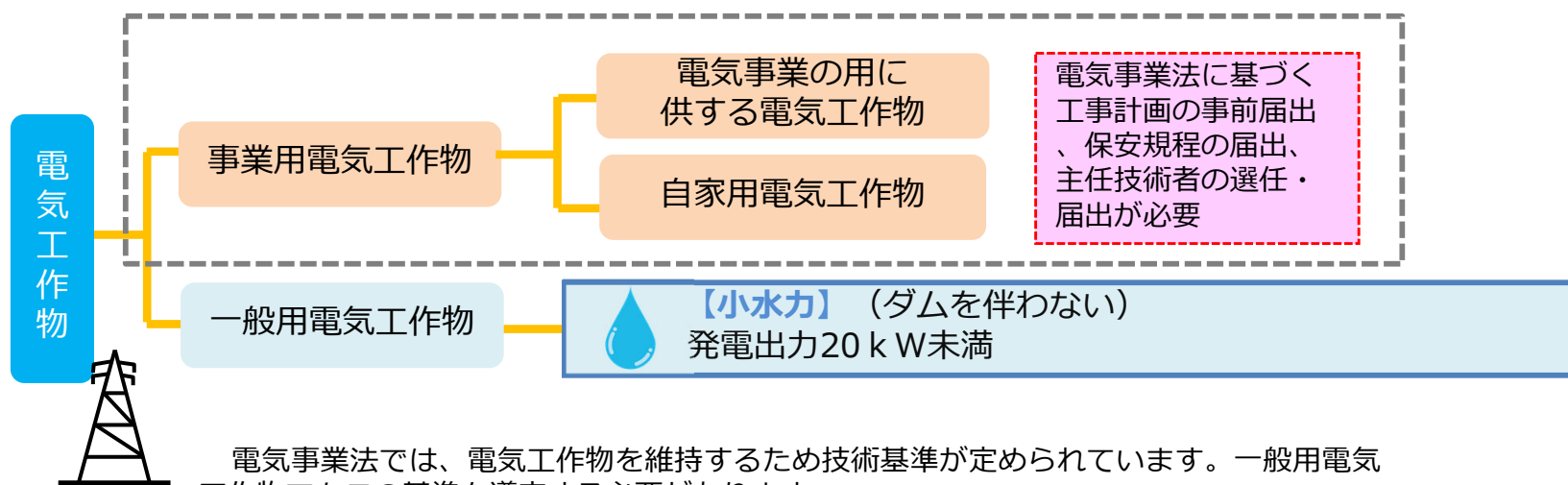
小水力発電を実施する場合の条件と手続き

「事業用電気工作物」は、「電気事業の用に供する電気工作物」と「自家用電気工作物」の総称であり、「電気事業の用に供する電気工作物」は電気事業者の発電所、変電所、送配電線路などの電気工作物、「自家用電気工作物」は電気事業者から高圧（600ボルト以上）の電圧で受電している事業場等の電気工作物です。

「一般用電気工作物」は、電気事業者から低圧（600ボルト以下）の電圧で受電している場所等の電気工作物をいいます。

☆必要となる手続きは、システムの出力規模や電圧の種別によって異なります。

電気工作物の区分（土地改良法が適用される施設の場合）



電気事業法に基づく届出・選任規定

事業用電気工作物と位置づけられる施設では、電気事業法に準じて協議・諸手続きが必要となります。

小水力発電施設における電気事業法に基づく届出・選任について (土地改良法が適用される施設に設置する場合)

工作物の種類	ダム・堰の有無	最大使用水量	出力	保安規程	電気※4主任技術者	ダム水路主任技術者	工事計画
事業用電気工作物 [自家用電気工作物]	あり	流量に関わらず	出力に関わらず	要	要	要	要
	なし	1m ³ /s以上	出力に関わらず	要	要	不要※1	不要※2
		1m ³ /s未満	200kW以上	要	要	不要※1	不要※2
			200kW未満 20kW以上	要	要	不要	不要
一般用電気工作物	なし	規定なし※3	20kW未満	不要	不要	不要	不要

※1：土地改良法が適用される施設（ダム除く）に設置する場合、選任は不要

※2：土地改良法が適用される施設（ダム除く）に設置する場合、届出不要

※3：従来は、最大使用水量1m³/s以上の場合「事業用電気工作物」とされていたが、出力20kW未満かつ土地改良法が適用される施設（ダム除く）に設置する場合、使用水量に関わらず「一般用電気工作物」として扱うよう見直し（これに伴い、保安規程の届出と電気主任技術者の選任は不要）

※4：電気主任技術者の免状の交付を受けた者がいない場合であっても条件に該当すれば、国の許可を得て電気主任技術者として選任することができる。

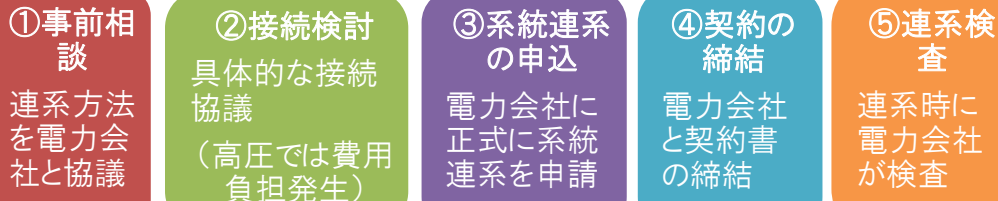
出典：「小型の水力発電設備及び汽力発電設備の保安規制の見直し」（平成23年4月：経済産業省）、「平成26年経済産業省告示第111号」（平成26年3月31日：経済産業省）及び「電気事業法施行規則の一部改正並びに関係告示の制定及び廃止について」（平成27年4月：経済産業省）を基に作成

電力会社との手続き（系統連系）

- 発電した電力を電力会社の送配電線に接続する際、電力系統に悪影響を及ぼさないように、電力会社と協議を行い、売電に係る契約を結ぶ必要があります。

1. 系統連系の手続き

系統連系に係る主な手続きの流れは以下のとおりです。
なお、高圧連系と低圧連系で手続きは異なります。



出典：風力発電導入ガイドブック(2008年2月改定第9版)／(NEDO)を基に作成

2. 接続契約の申込み

系統連系の申込みを行うと同時に接続契約の申込みが可能で原則として3か月以内に回答があります。

電力会社は電圧や周波数、系統に与える影響など技術的な観点から接続の可否と、接続に必要な概算費用の算定などを行います。

なお、固定価格買取制度による手続きは、あらかじめ電力会社から系統接続について同意を得る必要があります。

3. 留意事項

系統連系に伴う接続工事において変電所や送配電線の増強が必要な場合には発電事業者が多額の負担金が発生する場合があります。

負担金の考え方については、新たに費用負担のガイドラインが整備されました。負担額についてはこれらを踏まえ電力会社と十分に詰めておく必要があります。また、工事負担金は共同負担とすることもあります。

【系統連系の増強等に関する情報】

◇連系先の空き容量の開示

「特別高圧以下の各送変電設備に関し、空き容量を具体的な数値で開示することが義務化された（平成27年12月）ため、各電力会社のホームページにて具体的な空き容量（1カ月単位で更新）を目安として確認することができます。各電力会社の空き容量の情報は、電力広域的運営推進機関のホームページから参照できます。

<https://www.occto.or.jp/access/link/mapping.html>

※詳細な連系制限の情報については、各電力会社に事前相談（無料）にて確認する必要があります。事前相談は案件形成レベルの内容（設置場所、発電出力等）があれば、所定の事前相談申込用紙に記載することで容易に問い合わせが可能です。

◇標準的な工事負担金の単価の公表

工事負担金に含まれる標準的な単価が公表されました（平成28年3月）。具体的な工事負担金は接続検討（有料）による確認が必要ですが、事案によっては概略設計段階であれば参考として利用することも考えられます。

詳細は、電力広域的運営推進機関のホームページを参照して下さい。

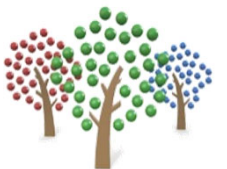
<http://www.occto.or.jp/access/oshirase/2015/>

◇費用負担ガイドラインの整備

系統の増強に関する費用負担の考え方がガイドラインにより制定されています（令和3年2月改訂）。

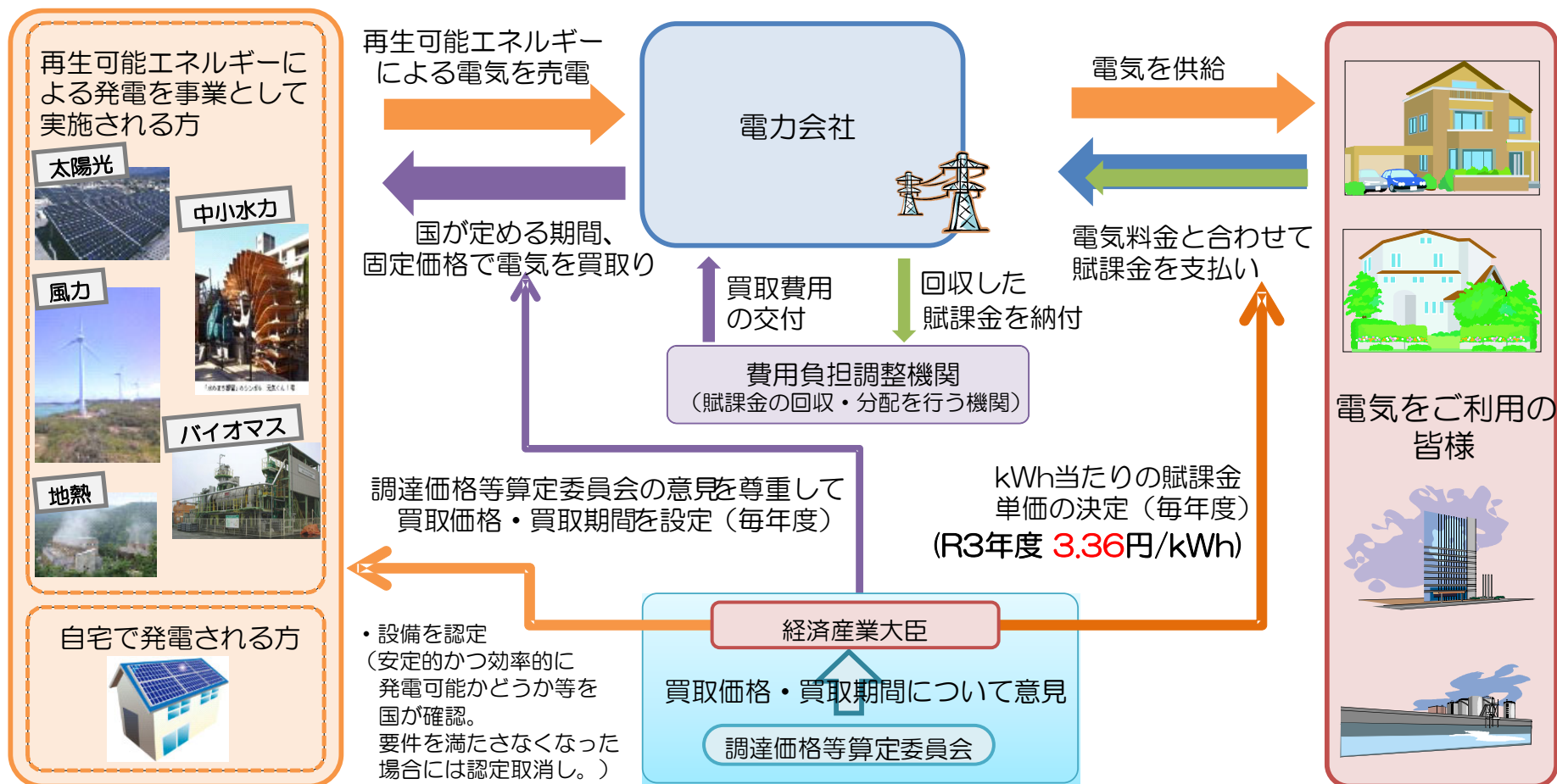
基幹系統では、原則として一般負担（電力会社等）、基幹系統以外では、一部を一般負担とすることとなりました。

詳細は、「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針（資源エネルギー庁令和3年2月）」を参照して下さい。



固定価格買取制度の手続き

- 固定価格買取制度（FIT）は、電力会社に対し、再生可能エネルギー発電事業者から政府が定めた調達価格・調達期間による電気の供給契約の申込みがあった場合には、応ずるよう義務づけるものです（法制度化・FIT法）。
- 政府による買取価格・期間の決定方法、買取義務の対象となる設備の認定、買取費用に関する賦課金の徴収・調整、電力会社による契約・接続拒否事由などを、併せて規定。



事業計画認定について

- 制度創設により新規参入した再生可能エネルギー発電事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始する者も多く、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られない、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する等、種々の問題が顕在化しました。そこで、適切な事業実施の確保等を図るため、2016年6月に再エネ特措法を改正し、再生可能エネルギー発電事業計画（以下単に「事業計画」という。）の認定制度が創設されました。

詳しくは事業計画策定ガイドライン（小水力）2021年4月改訂を参照して下さい

事業計画認定のポイント

新たな認定制度では事業計画が下記を満足する場合、経済産業大臣が認定を行う。

- ①再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するもの
- ②円滑かつ確実に事業が実施されると見込まれるもの
- ③安定的かつ効率的な発電が可能であると見込まれる場合

さらに、この事業計画に基づく事業実施中の保守点検及び維持管理並びに事業終了後の設備撤去及び処分等の適切な実施の遵守を求め、違反時には改善命令や認定取消しを行うことが可能とされている。

資源エネルギー庁 納得再生可能エネルギー
固定価格買取制度 新規認定

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html?learn

事業計画の主な認定基準

項目	内 容
土地の確保	再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることと認められること、調達期間が終了するまでの間、同一の設置場所で発電を行う計画であること
分割禁止	特段の理由がないのに同一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと
設備の決定	認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が決定していること
接続同意	再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについて電気事業者の同意を得ていること
保守点検及び維持管理	再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること
設備の廃棄	再生可能エネルギー発電設備の廃棄その他の認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であること
関係法令の遵守	関係法令（条例を含む）の規定を遵守すること

電気事業法・固定価格買取制度・事業計画の手続き

再エネ特措法

- 設置の検討から電力供給開始まで様々な手続きがあり、国からの事業計画認定に当たっては、あらかじめ電力会社から系統接続について同意を得る必要があります。

電気事業法保安規制
その他の手続き

固定価格買取制度上の手続き

電力会社への手続き

国（経済産業省）への手続き

事業計画ガイドラインを踏まえて事業計画を立てる
（事業計画策定ガイドライン（水力発電）（資源エネルギー庁））

電力会社に連系希望地点付近の系統状況について簡易検討
（事前相談）を申し込み
（省略可・無料1か月）

立地と設備について詳細を検討する

電力会社に
特定契約の
申込み

電力会社に接続検討を申し込み
（22万円・回答は原則として3か月以内）
同時に接続契約の申し込みが可能

経済産業省に事業計画認定の申請

接続の同意を証する書類
の提出

電力会社の対応
（受付 → 接続検討 → 検討結果回答）

意思表明書の提出

電力会社の対応
（受付 → 検討・工事設計 → 工事負担金の算出）

接続契約の締結
（工事費負担金の額の確定）

工事負担金支払い

経済産業省から事業計画の認定を受ける

調達価格の決定
運転開始期限の
カウント開始

特定契約の
締結

着工

完成

試運転・電力供給開始

定期報告

調達期間の
カウント開始

電気事業法に基づく主任技術者の選任、保安規定の届出および工事計画の届出、検査等については各電源ごとに異なるため、所管の産業保安検査部に確認

年2回発電所の運転報告を行う（自家用発電所運転半期報：1,000kW以上の設備のみ）とともに、電気事故があった場合連絡。また、出力変更等があれば、各経済産業局・産業保安監査部・電力会社等に手続きが必要。

再生可能エネルギー固定価格買取制度等
ガイドブック（2021年度版）より作成

3. 小水力発電施設導入事例

農業水利施設を活用した小水力発電の様々な事例について取りまとめました

- 農業水利施設（既存のダムや水路）を活用した発電事例
- 農業水利施設を活用した民間企業等による発電事例
- 発電用水利権の取得や「相乗り発電」による発電事例
- 地産地消型の発電事例地産地消型の取り組み事例

農業水利施設（ダム）を活用した発電事例

○ ダムの落差を利用した小水力発電施設（大平沼発電所：福島県）

国営会津北部農業水利事業では、大平沼の老朽化した取水施設の改修にあたって、大平沼ダムの取水口と放水口の間には約50mの標高差があり、水力発電に適していることから、維持管理費の軽減を図るためかんがい用水に付属した形で小水力発電を併せて導入することにした。

発生した電力は、専用線により一旦東北電力喜多方変電所に送電し、同社の送配電線を利用して各土地改良施設へ供給される。

発電所の運転は、会津北部地区のダムや頭首工等の他の施設と同様に、会津北部土地改良区に隣接して設置した会津北部中央管理所において、遠方自動制御により行っている。

発電所



発電施設



設置箇所

位置図



(導水管)
L=475m【鋼管φ800】
有効落差 46.2m



小水力発電施設

取水施設

大平沼

設置地点



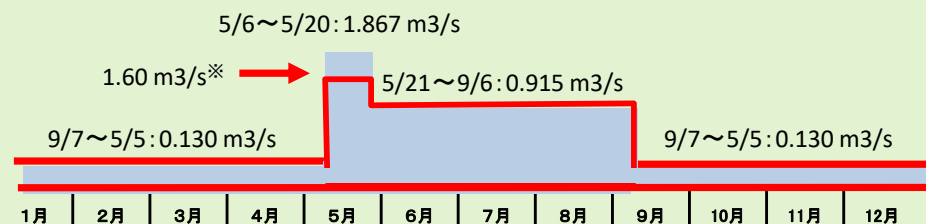
大平沼発電所

期別水量

流量
(m^3/s)

取水は、かんがい用水及び大平沼管理放流に
従属して行う。

発電用水(ダム取水量に從属)
※最大発電使用水量



農業水利施設（用水路）を活用した発電事例

○ 用水路の落差を活用した小水力発電施設（伊太発電所：静岡県）

平成15年頃、関係土地改良区から地域の農業用水路の維持管理費軽減のために「小水力発電」を実施できないか要望が出され、国、県で発電可能地区調査を行った。

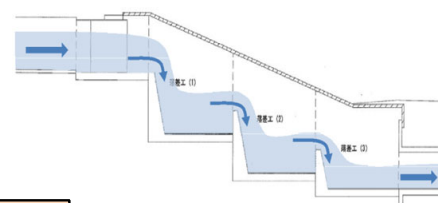
その結果、赤松幹線から伊太谷川に注水する現在の伊太発電所建設地点が当時の売電単価（約8円/kwh）において小水力発電が実施可能であるとして、選ばれ、更に「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」の施行（平成15年4月1日付け）により電力会社の協力が得られやすくなった。

このため、平成21年度の国営事業の計画変更時に、小水力発電所を事業計画に位置づけて建設工事に着手し平成25年7月から供用開始した。

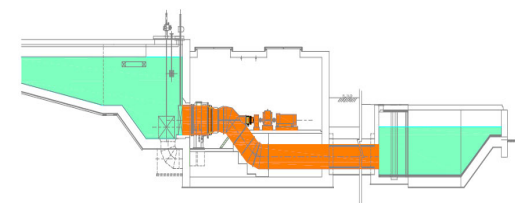
設置箇所



完成縦断面図



現況縦断面図



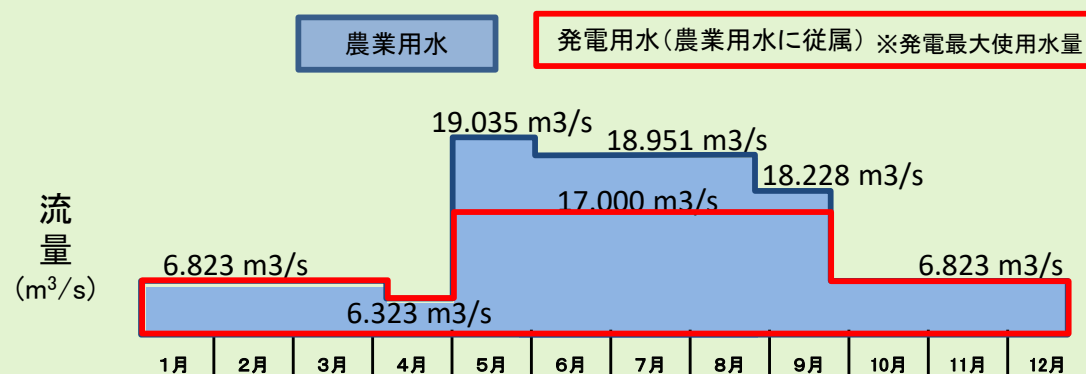
発電所



発電施設



期別水量



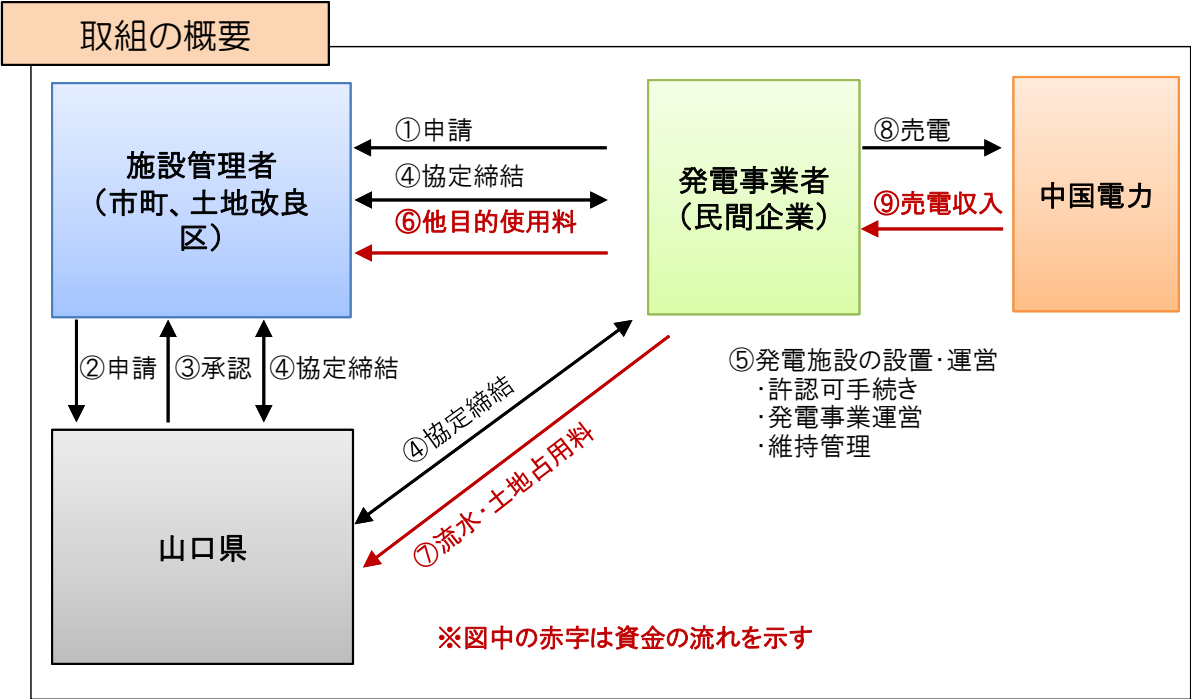
農業水利施設を活用した民間企業等による発電事例（２）

○ 民間企業の資金力と運営力を活用した小水力発電の導入（温見ダム・山の口ダム・日内ダム小水力発電所：山口県）

山口県内において、国や県の補助金を活用したとしても、施設管理者（土地改良区等）は、資金調達及び施設の維持管理含め発電事業運営のノウハウがないなど、事業化を見合わせる状況となっていた。

山口県では、民間企業を活用した小水力発電導入モデルの構築を目的に、発電所の設置運営事業主体を公募して事業者を選定する取組を実施した。

事業者が資金調達、運営まで全てのリスクを負う一方で、県は流水・土地占用料を得ることができ、施設管理者は他目的使用料（事業者が提案する売電収入の一定割合）を得ることができるというメリットがある。また、発電事業者である民間企業のノウハウを活かした売電収入の確保が期待できる。



位置図



発電所概要

発電所名	温見ダム 小水力発電所	山の口ダム 小水力発電所	内日ダム 小水力発電所
所在地	下松市	萩市	下関市
運転開始	平成31年2月	平成30年3月	平成30年8月
発電形式	ダム式	ダム式	ダム式
最大使用水量	0.30m³/s	0.20m³/s	0.30m³/s
有効落差	26.83m	28.4m	27.0m
最大出力	49.5kW	40kW	49.5kW
水車形式	ポンプ逆転水車	ポンプ逆転水車	ポンプ逆転水車
事業実施主体	山口県	山口県	山口県
施設管理者	下松市	萩市	下関土地改良区
発電事業者	大晃機械工業株式会社		

発電用水利権の取得や「相乗り発電」による発電事例（１）

○ 用水路の空き容量を活用した発電用水利権の取得「相乗り発電」（山田新田用水発電所：富山県）

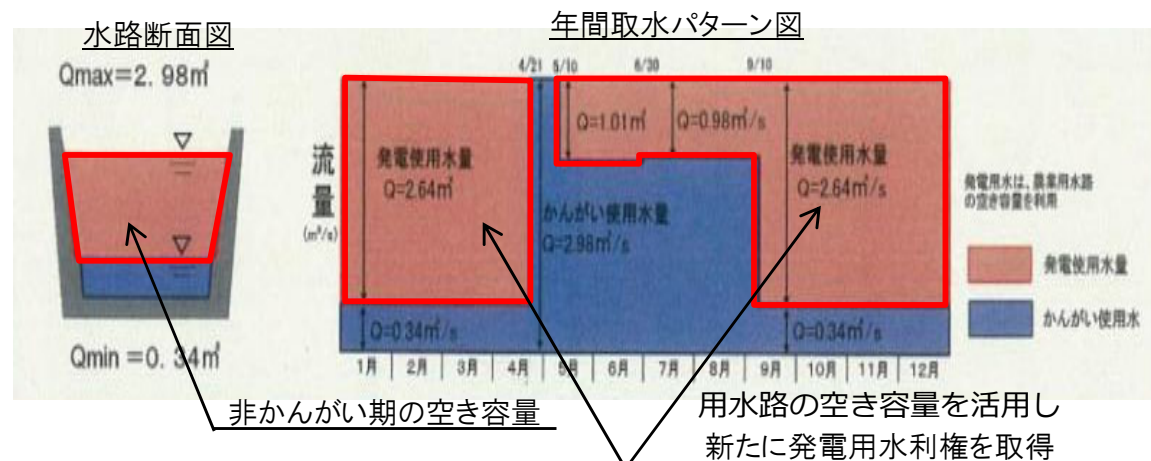
山田新田用水発電所は、河岸段丘上の農業用水路から小矢部川へ流下する高低差25.2mを利用した発電所である。

山田新田用水は、農業用水路の空き容量がかんがい期に1m³/sであるのに対し、非かんがい期には2.64m³/sと倍以上となる。この農業用水路の空き容量を有効活用するため、新たに発電用の水利権を取得した。

電力の供給(257万kWh/年)だけでなく、売電収入は施設等の維持管理費に充当し農家負担の軽減を図るほか、地球温暖化の防止に貢献(火力発電と比べ、二酸化炭素量約1,428t/年の削減)するなど、その効果は大きい。

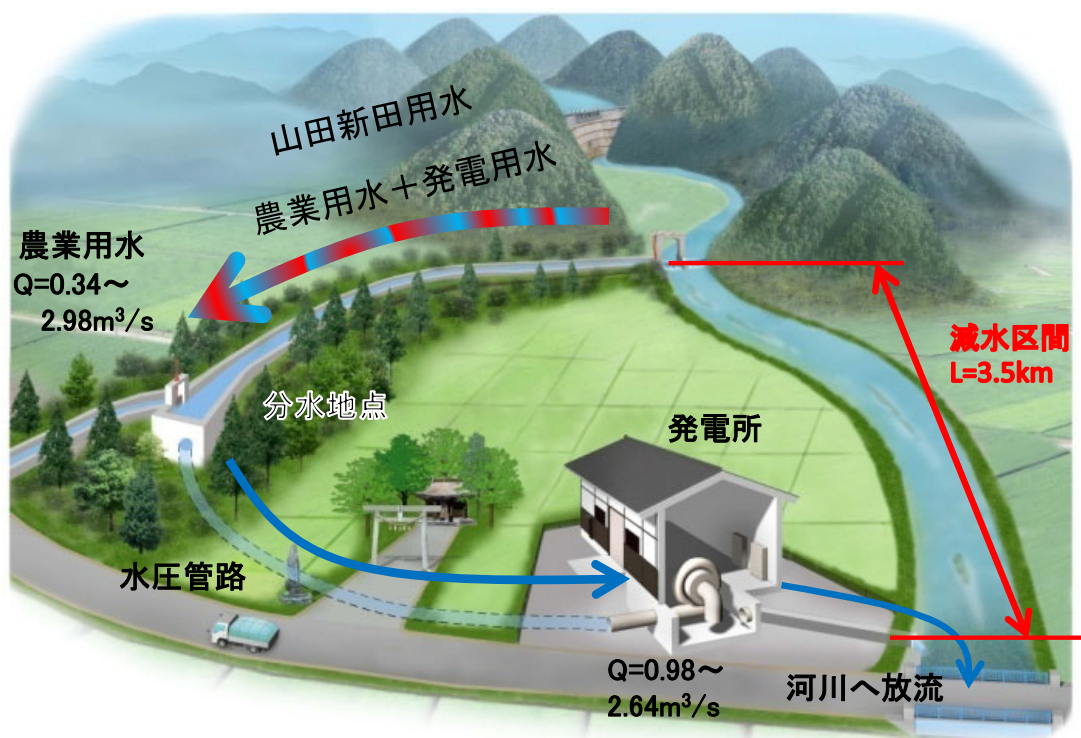
また、地域の景観にも配慮した外観とし、周辺への防音対策を充実させている。

農業用水路の空き容量の利用



本事例で特に検討を要したポイント

検討項目	概要
景観	代表的な河川環境を得ることができる場所や人と河川の関わりが深い場所において、良好な景観の維持・形成を図るために必要な水理条件を満足する流量
動植物の保護	河道や流水の状態を動植物の生存に重大な影響を与えない状態に保全し、多様な生息・生育環境を保全・復元するための流量



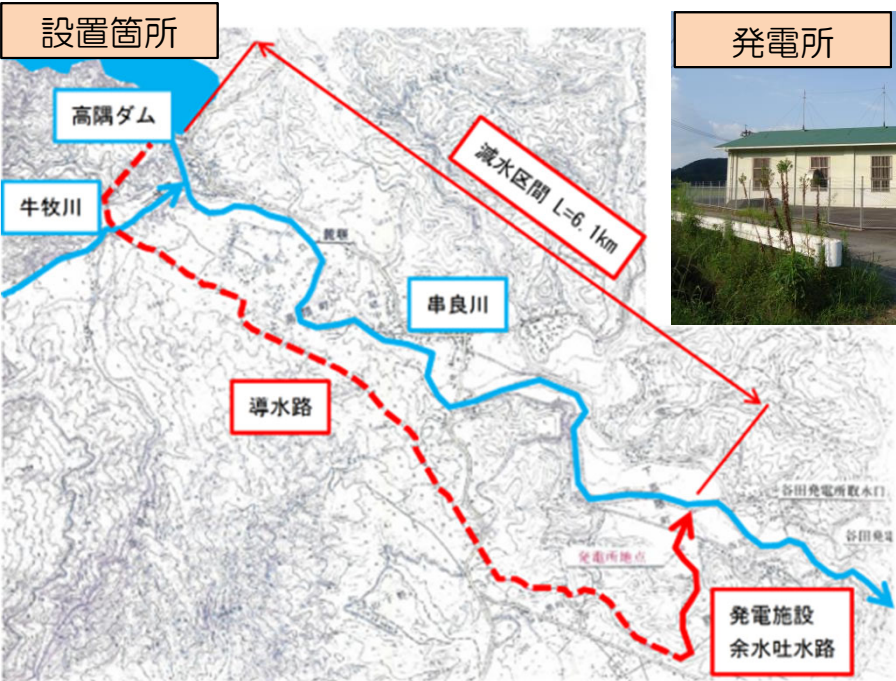
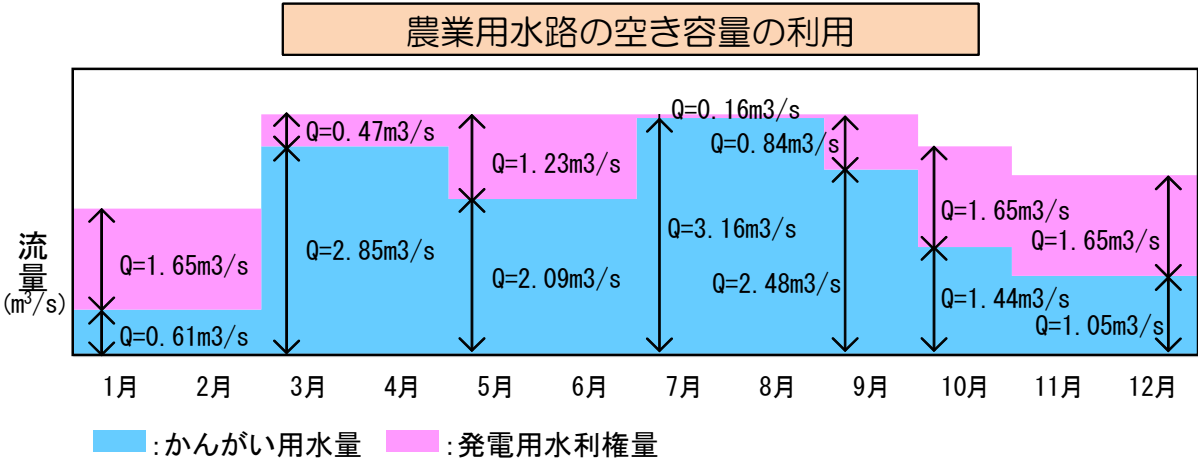
発電用水利権の取得や「相乗り発電」による発電事例（2）

○ 用水路の空き容量を活用した発電用水利権の取得「相乗り発電」（笠野原発電所：鹿児島県）

笠野原地区の水源である高隈ダムは、年間約1億トンの水が流れ込み、約1/3を農業用水として利用している一方で、残り2/3を無効放流と下流への正常流量として川に直接放流していた。また、地区受益面積も減少していたため、農業用水路の容量には余裕が生じていた。

このため、河川維持に必要な正常流量を越える流水を、農業用水路の空き容量を活用して、農業用水路を流下させて、小水力発電の導入を行った。

水利権の更新に合わせて、導水路の空き容量を活用した水利権の増量変更を行った。



本事例で特に検討を要したポイント

検討項目	概要
景観	代表的な河川環境を得ることができる場所や人と河川の関わりが深い場所において、良好な景観の維持・形成を図るために必要な水理条件を満足する流量
動植物の保護	河道や流水の状態を動植物の生存に重大な影響を与えない状態に保全し、多様な生息・生育環境を保全・復元するための流量
流水の清潔の保持	渇水時に水質が悪化する傾向のある河川において、水質を改善するために必要な流量
流水の占用	減水区間におけるかんがい用水及び利水等の関係利用者の有無

地産地消型の発電事例（1）

○ 地産地消型の小水力発電プロジェクトと地域活性化への取組（石徹白番場清流発電所：岐阜県）

岐阜県郡上市の石徹白地区では、地域の高齢化、過疎化に伴い、地域の活力低下が問題となっていた。こうした中、地元の有志がNPOを設立し小水力発電の実証・PRを行っていた。

これを契機に、地区住民が小水力発電に興味を持ち、県と自治会で意見交換が行われ、集落の存続と活性化を図る手段として小水力発電を活用することとし、農業水利施設の維持管理を行う農協を平成26年4月に設立し、小水力発電設備の建設を行った。その売電収入は農業・農村振興のために活用されている。

小水力発電の導入により、マスコミ等、全国から多数の視察があり、石徹白の知名度の向上に大きく貢献した。

また、地区に魅力を感じ、子連れの若い移住者や新規就農者が増加している。

小水力発電施設



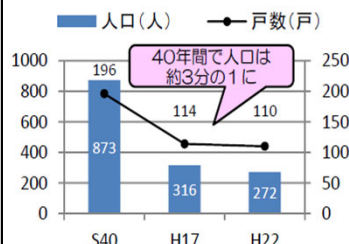
石徹白番場清流発電所



立軸ペルトン水車

取組前

人口減少による地域の活力低下



- 地域コミュニティ活動の継続や地域文化の継承が困難化



- ほ場や用排水路は整備されている
- 昼夜の寒暖差が大きい標高 700~800mの高地で取れる「とうもろこし」は甘みが強く、地域の特産品になっている

取組内容

NPO法人による農業用水の活用

- 地域の活性化に向け、地域の宝である農業用水を活用した小水力発電を実証・PR



小水力発電施設の整備 ①

地域用水環境整備事業 (H24~28)

県営事業で設置した発電施設 → (維持管理は地域に委託)



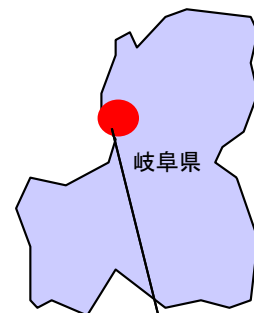
農業用水農業協同組合の設立

- 県が、売電収入の使途拡大等を可能とした新たな事業制度を創設
- 地域自ら発電施設を建設・運営するため、全世帯から出資金（一口1万円）を集め、新たに「農業用水農業協同組合」を設立

小水力発電施設の整備 ②

県単独事業 (H26~28)

- 協同組合が事業主体となって施設を整備



石徹白地区

取組後

協同組合の設立と売電収入を活用した地域の活性化

農業用水農業協同組合

- 【組織規模】 地域住民ほぼ全戸（約100戸）
- 【農業用水を活用した小水力発電】
 - 年間発電量：約 61.0万kWh（一般家庭 約130戸分）
 - 売電収入：約 2,000万円/年【計画】
- 【売電収入の使途】
 - 事業負担金の返済や維持管理費を除いた年間約 200万円を活用し、農地保全や用排水路の維持管理費用や農村センターなど地域住民が利用する施設や街灯の電気代に充当するなど、農業・農村振興につなげる
- 【地域活性化】
 - 小水力発電の導入により、全国からの視察やTV報道などがあり、知名度が向上
 - 人口270人の集落に年間500人以上の見学者が来訪
 - 集落に魅力を感じ、子連れの若い移住者や新規就農者が増加
 - H20以降、15世帯45人の人口増加

発電所名	石徹白番場清流発電所
ふりがな	いとしろばんばせりゅうはつでんしょ
所在地	岐阜県郡上市白鳥町石徹白
河川名	朝日赤川
出力(kW)	125
使用水量 (m3/s)	0.14
有効落差 (m)	104.5
年間発電量 (MWh)	610
一般家庭世帯相当量 (〇世帯分)	169
水車形式	立軸ペルトン水車

発電所基本データ

地産地消型の発電事例（２）

○ 地産地消型の小水力発電プロジェクトと地域活性化への取組（篠目童子発電所：愛知県）

明治用水篠目童子発電所は、平成25年度愛知県並びに安城市の補助事業により安城市篠目町に設置された。

中井筋大道用水のパイプラインより分水し、田畑を灌漑する途中で水車を回し発電を行っている。

主な発電電力の用途としては、上倉用悪水に架かる明桜橋兩岸のLED照明灯である。

また、発電方式は上掛け水車発電で、発電能力は毎秒10Lで50Wの発電量である。

操作盤の中にはバッテリーが装備され、非常時には100Vの電源を供給することが可能である。

また、地域イベントの際にもこの電気を用いることにより地域への貢献も可能となる。

施設の詳細

所在地	愛知県安城市
運転開始	平成26年4月
発電形式	上掛け水車発電
最大使用量	0.02m ³ /s
有効落差	1.5m
最大出力	200w
水車形式	解放集流型水車
事業実施主体	明治用水土地改良区
施設管理者	明治用水土地改良区
発電事業者	昱耕機(株)

取組の概要

小水力発電機

農業用水パイプラインを通った用水から、自然圧により水を取り出し水車へ水を落とすことにより、水車が回転し発電を行います。



小水力発電施設



明桜橋とLED照明



4. QA・参考資料

Q1 農業水利施設を利用した小水力発電設備を設置するには。

A 農業水利施設は、農業生産の維持・向上を図る目的で造成された施設であり、農業水利施設を発電に利用する場合には、本来の用途や目的と異なるため、発電主体は、施設所有者の承認を得て施設管理受託者と契約を締結するための手続きが必要となります。

Q2 施設管理者との契約とは。

A 本来の目的と異なる用途に使用するには、施設管理者と他目的使用申請に基づく契約を結ぶこととなります。他目的使用は、本来の用途または目的を妨げないものであり関係農家の利益に反しない場合に申請できます。また、施設管理者は使用者に対し施設使用負担額（他目的使用料）を徴収することとなります。

他目的使用契約書等への記載事項

- ・ 使用させる財産の種目、種類、所在、構造及び規模、数量等
- ・ 用途又は目的、使用の方法
- ・ 使用期間
- ・ 使用料、納入方法と納入期限 など

Q1 小水力発電施設の設置により河川の流水を利用するには。

A 河川を流れる水は公共のものであり、利用に当たっては、かんがい用水、水道用水、工業用水、水力発電などの目的ごとに河川管理者（国又は都道府県）の許可や登録が必要になります。

こうした目的に応じて河川の流水を利用することを「水利使用」と呼びます。水力発電は河川から取水し、利用後は全水量が河川に戻ることが一般的ですが、このように流水を消費しない場合においても河川の流水を利用する際には、河川法の手続が必要となります。

ただし、かんがい用水の排水や、下水処理水を利用して発電を行う場合など、水利使用の許可を必要としない場合もあります。

Q2 既に許可を得ているかんがい用水を利用して小水力発電を行う場合の手続とは。

A かんがい用水などの既に許可を得ている流水を利用して発電を行う従属発電については、これまでは河川法第23条に基づく許可が必要とされていましたが、平成25年度の法改正により、従属発電については、河川法第23条の2に基づく登録で足りることとなり、手続きが大幅に簡素化されました。また、ダムや堰において、河川の正常な機能を維持するための放流(いわゆる「貯留制限流量」や「取水制限流量」)等を利用して発電を行う場合についても、河川環境等に新たに影響を与えないことから、登録で足りることになりました。

一方、新たに河川の流水を発電を目的として取水する場合、及び既に許可を得ているかんがい用水の許可水量を超えて取水する場合には、これまでと同様に河川法第23条に基づく許可が必要となります。

Q3 水利使用に伴い費用は発生するのか。

A 河川法では、都道府県知事が、水利使用の許可（河川法第23条）又は登録（河川法第23条の2）を得た者から、流水占用料を徴収できることとなっています。水力発電のための流水占用料の額は、国土交通大臣がその上限額を定めています。（参考「河川法施行令第18条第1項第3号の国土交通大臣が定める額の件」（昭和50年建設省告示第1125号））

なお、流水占用料の実際の徴収有無や金額は、都道府県の申請窓口にお問い合わせ下さい。

Q4 既存の用水路を利用して、河川から遠く離れた場所で小水力発電を行う場合でも、許可が必要なのか。

A 小水力発電を行う場所が、河川区域や河川保全区域に指定されていないければ、土地の占用の許可と工作物の新築等の許可は必要ありません。

一方、発電のための水利使用については、従属元の水利使用の目的を達する時点までは許可が必要です。なお、農業用水の排水など、従属元の水利使用の目的を達成した後の水や、下水とその処理水等の水利利用の許可と関係ない水を利用する場合は、許可は不要です。

Q5 小水力発電は、電力会社以外の民間企業（あるいは個人）が行っても許可されるのか。

A 小水力は、地球温暖化対策としての再生可能エネルギーの一つであり、国としてもその普及・促進に取り組んでいるところです。農業用水や、水道用水に従属する小水力発電については、河川の流量等に新たな影響を与えない水利使用であることから、事業の確実性や実行性が確認出来れば、基本的には許可が可能です。

一方、河川から新たに取水したり、河川の土地に工作物を設置する場合には、事業目的や内容と、河川の治水、利水、環境への影響及び対策等について、審査基準に基づき審査した上で、許可が可能かどうかを判断することとなります。

○ 参考資料

水力発電の河川協議を行うに当たって参考となる資料を示します。

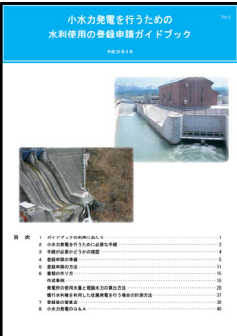
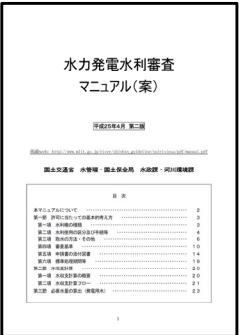
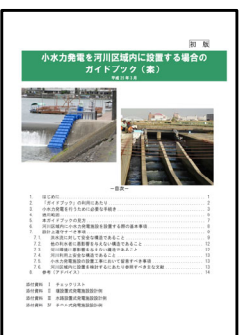
表 紙	内 容
	「小水力発電申請図書マニュアル」 平成26年5月 農林水産省水資源課 ※小水力発電を導入するに当たって、水利権を取得するための申請図書を作成していくために役立つと考えられる情報を整理しました。詳細は農政局または県の窓口にお問い合わせください。 http://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/shousuiryoku/rikatuyousokushinn_teikosuto.html
	国土交通省のホームページに、小水力発電と水利使用手続きの参考となる資料が掲載されています。併せて、各種データ（水文水質データベース等）も掲載しています。 http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/
	「小水力発電を行うための水利使用の登録申請ガイドブックVer.2」 平成26年8月 国土交通省 ※既存の水路工作物を利用して行う小規模、小出力の「小水力発電」について、河川法に定められた許可が必要になる場合の許可手続きと申請に必要な書類の作り方を説明している。 http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/touroku_guide2.pdf
	「小水力発電設置のための手引き Ver.3」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局 ※どのような地点または形態で小水力発電が行われ、河川法の許可等の取得にあたりどのような点がポイントになるかを事例毎に説明している。 http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/pdf/syousuiryoku_tebiki3.pdf

表 紙	内 容
	「水力発電水利審査マニュアル（案）」 平成25年4月 第二版 国土交通省 水管理・国土保全局 ※河川法第23条に基づく水力発電の水利使用許可審査における基本的な事項を説明している。 https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/suirisinsa/pdf/manual.pdf
	「小水力発電を河川区域内に設置する場合のガイドブック（案）」 平成25年3月 国土交通省 ※小水力発電施設の設計上遵守すべき事項と設計時のアドバイスを示している。 http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/pdf/130305_shousuiryoku_guide.pdf

5. 支援制度・窓口

農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーに関する支援制度

○ 農林水産省では、小水力等再生可能エネルギーの導入に向けた支援を行っています。

(令和3年4月時点)

事業種類	対象施設	事業主体	補助率	助成の内容・条件	備考
【公共事業】					
かんがい排水事業等の 土地改良事業	小水力 太陽光	国 都道府県等	国営事業 2/3ほか 県営事業 1/2ほか	・ 農業水利施設の整備と一体的に、土地改良施設に電力を供給する発電施設を整備	・ 発電施設の単独整備は不可
農村整備事業	小水力 太陽光	都道府県 市町村 土地改良区等	1/2ほか	・ ①停電時の自立運転機能を有するとともに、②農業水利施設や地域活性化施設等の電源又は地域の非常用電源として活用出来る発電施設を整備	・ 整備と併せて実施計画策定も可能
農山漁村地域整備交付金のうち 地域用水環境整備事業	小水力	都道府県 市町村 土地改良区等	1/2ほか	・ 土地改良施設、農林水産省の助成対象の農業施設や公的施設に電力を供給する発電施設を整備 ・ 小水力発電整備事業計画が作成されていること	
農山漁村地域整備交付金のうち 農村集落基盤再編・整備事業	小水力 太陽光	都道府県、 市町村 農協 土地改良区等	1/2ほか	・ 農林水産省に係る助成又は融資の対象となっている施設に電力を供給する発電施設を整備 ・ 農村集落基盤再編・整備事業計画が作成されていること	・ 発電施設の単独整備は不可
【非公共事業】					
農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	小水力	都道府県 市町村 土地改良区等	1/2ほか	・ 事業費が2百万円以上、受益農業従事者数が2者以上、工事工期3年以内であること ・ 長寿命化・防災減災計画が作成されていること	・ 整備と併せて、実施計画策定も可能 ・ 太陽光発電施設の単独整備は不可
農山漁村振興交付金 (農山漁村活性化整備対策)	小水力 太陽光	都道府県、市町村、 農林漁業者等の組織する団体等	1/2ほか	・ 活性化計画を策定し、公表されていること。 ・ 事業期間を3年以内(活性化計画：5年以内)とすること等	・ 発電施設の単独整備は不可 ・ FIT売電不可

農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーに関する窓口

導入関係全般

担当部局	問い合わせ窓口		所在地	担当する都道府県
	担当課	電話番号		
農林水産省	農村振興局 水資源課	03-3502-8111 (内線5593)	〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号	
国土交通省 北海道開発局	農業水産部 農業振興課	011-709-2311 (内線5685)	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目第1合同庁舎	北海道
東北農政局	農村振興部 水利整備課	022-263-1111 (内線4173)	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎	青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島
関東農政局	農村振興部 水利整備課	048-600-0600 (内線3574)	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2丁目1番 さいたま新都心合同庁舎2号館	茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、山梨、 長野、静岡
北陸農政局	農村振興部 水利整備課	076-263-2161 (内線3574)	〒920-8566 石川県金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎	新潟、富山、石川、福井
東海農政局	農村振興部 水利整備課	052-201-7271 (内線2644)	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸一丁目2番2号 農林総合庁舎1号館	岐阜、愛知、三重
近畿農政局	農村振興部 水利整備課	075-451-9161 (内線2552)	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町 下ル丁子風呂町	滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山
中国四国 農政局	農村振興部 水利整備課	086-224-4511 (内線2674)	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	鳥取、島根、岡山、広島、 山口、徳島、香川、愛媛、 高知
九州農政局	農村振興部 水利整備課	096-211-9111 (内線4797)	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎	福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島
内閣府 沖縄総合 事務局	農林水産部 農村振興課	098-866-0031 (内線83347)	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号那覇第2 地方合同庁舎2号館	沖縄

農業水利施設を活用した水力等再生可能エネルギーに関する窓口

水利権関連

北海道

一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
道内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 北海道開発局 建設部 建設行政課	011-709-2311
石狩川水系	
国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部 公物管理企画課	011-611-0328
後志利別川水系	
国土交通省 北海道開発局 函館開発建設部 公物管理課	0138-42-8079
尻別川水系	
国土交通省 北海道開発局 小樽開発建設部 公物管理課	0134-23-5179
石狩川水系、天塩川水系	
国土交通省 北海道開発局 旭川開発建設部 公物管理課	0166-32-1649
釧路川水系、沙流川水系	
国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部 公物管理課	0143-25-1650
釧路川水系	
国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部 公物管理課	0154-24-7182
十勝川水系	
国土交通省 北海道開発局 帯広開発建設部 公物管理課	0155-24-4102
津別川水系、湧別川水系、常呂川水系、網走川水系	
国土交通省 北海道開発局 網走開発建設部 公物管理課	0152-44-6384
天塩川水系、留萌川水系	
国土交通省 北海道開発局 留萌開発建設部 公物管理課	0164-42-2315

一般水系（一般河川指定区間）のお問い合わせ先	
北海道 建設部 建設政策局 維持管理防災課 河川管理係	011-204-5551
札幌市 下水道河川局 事業推進部 河川管理課	
（一般河川石狩川水系安春川・山鼻川・苗穂川・北白石川・篠路拓北川・樺栄川・山本川・丘珠藤木川・藤野沢川の指定区間で、札幌市域に存する区間に限る）	011-818-3415
二級水系のお問い合わせ先	
北海道 建設部 建設政策局 維持管理防災課 河川管理係	011-204-5551

青森県

一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 東北地方整備局 河川部 水政課	022-225-2171
岩木川水系	
国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所 河川占用調整課	017-734-4537
国土交通省 東北地方整備局 岩木川ダム統合管理事務所 管理課	0172-85-3035
高瀬川水系	
国土交通省 東北地方整備局 高瀬河川事務所 総務課	0178-28-7135
馬淵川水系	
国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所 河川占用調整課	017-734-4537
一般水系（一般河川指定区間）、二級水系のお問い合わせ先	
青森県 県土整備部 河川砂防課	017-734-9661

岩手県

一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 東北地方整備局 河川部 水政課	022-225-2171
北上川水系	
国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 河川占用調整課	019-624-3273
国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所 管理第一課	019-643-7831
馬淵川水系	
国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所 河川占用調整課	017-734-4537
米代川水系	
国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所 河川管理課	0185-70-1001
一般水系（一般河川指定区間）、二級水系のお問い合わせ先	
岩手県 県土整備部 河川課	019-629-5902

宮城県

一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 東北地方整備局 河川部 水政課	022-225-2171
北上川水系	
国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 占用調整課	0225-94-9851
国土交通省 東北地方整備局 鳴子ダム管理所 管理係	0229-82-2341
鳴瀬川水系	
国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 占用調整課	0225-94-9851
国土交通省 東北地方整備局 鳴瀬川総合開発工事事務所 工務課	0229-22-7811
名取川水系	
国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 河川管理課	022-248-4131
国土交通省 東北地方整備局 釜淵ダム管理所 管理係	0224-84-2171
阿武隈川水系	
国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 河川管理課	022-248-4131
国土交通省 東北地方整備局 セツ嚙ダム管理所 管理係	0224-37-2122

一般水系（一般河川指定区間）のお問い合わせ先	
宮城県 土木部 河川課	022-211-3172
仙台市 建設局 河川課	
（一般河川名取川水系網木川の指定区間で、仙台市域に存する区間に限る）	022-214-8836
二級水系のお問い合わせ先	
宮城県 土木部 河川課	022-211-3172
仙台市 建設局 河川課	
（二級河川七北田川水系梅田川の上流一部区間で、仙台市域に存する区間に限る）	022-214-8836

秋田県

一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 東北地方整備局 河川部 水政課	022-225-2171
米代川水系	
国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所 河川管理課	0185-70-1001
雄物川水系	
国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所 河川管理課	018-864-2290
国土交通省 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 河川管理課	0183-73-5340
国土交通省 東北地方整備局 成瀬ダム工事事務所 工務課	0182-23-8450
国土交通省 東北地方整備局 玉川ダム管理所 管理係	0187-49-2170
子吉川水系	
国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所 河川管理課	018-864-2290
国土交通省 東北地方整備局 鳥島ダム工事事務所 工務課	0184-23-5120

一般水系（一般河川指定区間）、二級水系のお問い合わせ先	
秋田県 建設部 河川砂防課	018-860-2511

山形県

一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について（最上川水系、赤川水系に限る）	
国土交通省 東北地方整備局 河川部 水政課	022-225-2171
最上川水系	
国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所 河川管理課	023-688-8421
国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所 管理課	0233-22-0275
国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 河川管理課	0234-27-3331
国土交通省 東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所 管理課	0237-75-2311
赤川水系	
国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 河川管理課	0234-27-3331
国土交通省 東北地方整備局 月山ダム管理所 管理係	0235-54-6711

県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について（荒川水系に限る）	
国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水政課	025-280-8880

荒川水系	
国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 工務第一課	0254-62-3211

一般水系（一般河川指定区間）、二級水系のお問い合わせ先	
山形県 県土整備部 河川課	023-630-2612

福島県

一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について（阿武隈川水系に限る）	
国土交通省 東北地方整備局 河川部 水政課	022-225-2171
阿武隈川水系	
国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所 河川管理課	024-546-4331
国土交通省 東北地方整備局 三春ダム管理所 管理係	0247-62-3145
国土交通省 東北地方整備局 猪上川ダム管理所 管理係	024-596-1275

県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について（久慈川水系に限る）	
国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151

久慈川水系	
国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 河川管理課	029-240-4061

県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について（阿賀野川水系に限る）	
国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水政課	025-280-8880

阿賀野川水系	
国土交通省 北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 管理課	0242-26-6441

一般水系（一般河川指定区間）、二級水系のお問い合わせ先	
福島県 土木部 河川計画課	024-521-7484

茨城県

一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
利根川水系	
国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 占用調整課	0480-52-3952
国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所 占用調整課	0478-52-6361
国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所 占用調整課	0299-63-2411
国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 占用調整課	0296-25-2161
那珂川水系、久慈川水系	
国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 占用調整課	029-240-4061

一般水系（一般河川指定区間）、二級水系のお問い合わせ先	
茨城県 土木部 河川課	029-301-4478

栃木県

一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
利根川水系	
国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 占用調整課	0480-52-3952
国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 管理課	0284-73-5551
国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 占用調整課	0296-25-2161
国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 管理課	028-661-1341
那珂川水系	
国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 占用調整課	029-240-4061

一般水系（一般河川指定区間）のお問い合わせ先	
栃木県 県土整備部 河川課	028-623-2442

群馬県

一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について（利根川水系に限る）	
国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
利根川水系	
国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 占用調整課	0480-52-3952
国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 管理課	0284-73-5551
国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所 河川管理課	027-345-6000
国土交通省 関東地方整備局 利根川ダム統合管理事務所 管理課	027-251-2021
国土交通省 関東地方整備局 畠木ダム水質管理所	0279-88-5677

県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について（阿賀野川水系、信濃川（中流域）水系に限る）	
国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水政課	025-280-8880

阿賀野川水系	
国土交通省 北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 管理課	0242-26-6441

信濃川（中流域）水系	
国土交通省 北陸地方整備局 信濃川河川事務所 占用調整課	0258-32-3020

一般水系（一般河川指定区間）のお問い合わせ先	
群馬県 県土整備部 河川課	027-226-3612

埼玉県

一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
利根川水系	
国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 占用調整課	0480-52-3952
国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 占用調整課	04-7125-7311
荒川水系	
国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所 占用調整課	049-246-6371
国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 占用調整課	03-3902-2311
国土交通省 関東地方整備局 二瀬ダム管理所	0494-55-0001

一般水系（一般河川指定区間）のお問い合わせ先	
埼玉県 県土整備部 河川環境課	048-830-5133

千葉県

一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
利根川水系	
国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 占用調整課	0480-52-3952
国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所 占用調整課	0478-52-6361
国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所 占用調整課	0299-63-2411
国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 占用調整課	04-7125-7311

一般水系（一般河川指定区間）のお問い合わせ先	
千葉県 県土整備部 河川環境課	043-223-3132
二級水系のお問い合わせ先	
千葉県 県土整備部 河川環境課	043-223-3132
千葉県 建設局 下水道建設部 都市河川課	
（二級河川都川水系坂月川で、千葉県域に存する区間に限る）	043-245-5392

東京都

一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
都内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
利根川水系	
国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 占用調整課	04-7125-7311
荒川水系	
国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所 占用調整課	049-246-6371
国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 占用調整課	03-3902-2311
多摩川、鶴見川水系	
国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 占用調整第一・第二課	045-503-4000

一般水系（一般河川指定区間、二級水系のお問い合わせ先	
東京都 建設局 河川部 指導調整課	03-5320-5409

神奈川県

一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
多摩川水系、鶴見川水系	
国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 占用調整第一・第二課	045-503-4000
相模川水系	
国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 占用調整第一・第二課	045-503-4000
国土交通省 関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所 施設管理課	046-281-6911

一般水系（一般河川指定区間のお問い合わせ先	
神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課	045-210-6475
横浜市 道路局 河川部 河川管理課	
（一般河川鶴見川水系梅田川・砂田川・島山川の指定区間で、横浜市区に存する区間に限る）	045-671-2855

二級水系のお問い合わせ先	
神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課	045-210-6475
横浜市 道路局 河川部 河川管理課	
（二級河川境川水系平戸谷川・宇田川で、横浜市区に存する区間に限る）	045-671-2855

山梨県

一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
多摩川水系、相模川水系	
国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 占用調整第一・第二課	045-503-4000
富士川水系	
国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 河川管理課	055-252-5491

一般水系（一般河川指定区間、二級水系のお問い合わせ先	
山梨県 県土整備部 治水課 管理担当	055-223-1700
山梨県 県土整備部 中北建設事務所 河川砂防管理課 管理担当	055-224-1664
山梨県 県土整備部 中北建設事務所 峡北支所 河川砂防管理課 管理担当	0551-23-3062
山梨県 県土整備部 峡東建設事務所 河川砂防管理課 管理担当	0553-20-2712
山梨県 県土整備部 峡南建設事務所 河川砂防管理課 管理担当	055-240-4122
山梨県 県土整備部 峡南建設事務所 身延河川砂防管理課 管理担当	0556-62-9062
山梨県 県土整備部 富士・東部建設事務所 河川砂防管理課 管理担当	0554-22-7819
山梨県 県土整備部 富士・東部建設事務所 吉田支所 河川砂防管理課 管理担当	0555-24-9045

新潟県

一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水政課	025-280-8880
荒川水系	
国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 工務第一課	0254-62-3211
阿賀野川水系	
国土交通省 北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所 占用調整課	0250-22-2211
信濃川（下流域）水系	
国土交通省 北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所 占用調整課	025-266-7131
信濃川（中流域）水系	
国土交通省 北陸地方整備局 信濃川河川事務所 占用調整課	0258-32-3020
関川水系、堀川水系	
国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所 河川管理課	025-523-3136

一般水系（一般河川指定区間、二級水系のお問い合わせ先	
新潟県 土木部 河川管理課 水政係	025-280-5413

富山県

一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水政課	025-280-8880
黒部川水系	
国土交通省 北陸地方整備局 黒部河川事務所 河川管理課	0765-52-1122
常願寺川水系、神通川水系、庄川水系、小矢部川水系	
国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所 占用調整課	076-443-4701

一般水系（一般河川指定区間、二級水系のお問い合わせ先	
富山県 土木部 河川課 計画係	076-444-3325

石川県

一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水政課	025-280-8880
手取川水系、桧川水系	
国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 河川管理課	076-264-8800
小矢部川水系	
国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所 占用調整課	076-443-4701

一般水系（一般河川指定区間、二級水系のお問い合わせ先	
石川県 土木部 河川課 水政グループ	076-225-1736

三重県

一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について（淀川水系、新宮川水系に限る）	
国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
淀川水系	
国土交通省 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課	0595-63-1611
新宮川水系	
国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 調査第一課	0739-22-4564

県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について（木曾川水系、鈴鹿川水系、雲出川水系、墨田川水系、喜川水系に限る）	
国土交通省 中部地方整備局 河川部 水政課	052-953-8146

木曾川水系	
国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所 占用調整課	0594-24-5718
鈴鹿川水系、雲出川水系、喜川水系	
国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 河川占用調整課	059-229-2218
墨田川水系	
国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 河川占用調整課	059-229-2218
国土交通省 中部地方整備局 蓮ダム管理所	0598-45-0371

一般水系（一般河川指定区間、二級水系のお問い合わせ先	
三重県 県土整備部 河川課 河川管理班	059-224-2686

長野県

一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について（信濃川（上流域）水系、関川水系、堀川水系に限る）	
国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水政課	025-280-8880
信濃川（上流域）水系	
国土交通省 北陸地方整備局 千曲河川事務所 占用調整課	026-227-7611
関川水系、堀川水系	
国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所 河川管理課	025-523-3136

県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について（天竜川水系、矢作川水系、木曾川水系に限る）	
国土交通省 中部地方整備局 河川部 水政課	052-953-8146

天竜川水系	
国土交通省 中部地方整備局 天竜川上流河川事務所 管理課	0265-81-6414
国土交通省 中部地方整備局 天竜川ダム統合管理事務所 管理課	0265-88-3743

矢作川水系	
国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 占用調整課	0532-48-8112
木曾川水系	
国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 占用調整課	058-251-1326

県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について（富士川水系に限る）	
国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151

富士川水系	
国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 河川管理課	055-252-5491

一般水系（一般河川指定区間）のお問い合わせ先	
長野県 建設部 河川課	026-235-7308

岐阜県

一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について（神通川水系、庄川水系に限る）	
国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水政課	025-280-8880
神通川水系、庄川水系	
国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所 占用調整課	076-443-4701
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について（矢作川水系、庄内川水系、木曾川水系に限る）	
国土交通省 中部地方整備局 河川部 水政課	052-953-8146

矢作川水系	
国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 占用調整課	0532-48-8112
国土交通省 中部地方整備局 矢作ダム管理所	0565-68-2321
庄内川水系	
国土交通省 中部地方整備局 庄内河川事務所 占用調整課	052-914-6935
木曾川水系	
国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 占用調整課	058-251-1326
国土交通省 中部地方整備局 丸山ダム管理所	0574-43-1108

県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について（九頭竜川水系に限る）	
国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141

九頭竜川水系	
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 河川占用調整課	0776-35-2661
国土交通省 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所 工務課	0776-27-0642
国土交通省 近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所 管理課	0779-66-5300

一般水系（一般河川指定区間）のお問い合わせ先	
岐阜県 県土整備部 河川課	058-272-1111

静岡県

一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について（富士川水系に限る）	
国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
富士川水系	
国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 河川管理課	055-252-5491

県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について（狩野川水系、安岡川水系、大井川水系、菊川水系、天竜川水系に限る）	
国土交通省 中部地方整備局 河川部 水政課	052-953-8146

狩野川水系	
国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 河川管理課	055-934-2011

安岡川水系	
国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所 占用調整課	054-273-9106

大井川水系	
国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所 占用調整課	054-273-9106
国土交通省 中部地方整備局 長島ダム管理所	0547-59-1021
菊川水系、天竜川水系	
国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所 河川管理課	053-466-0118

一般水系（一般河川指定区間）のお問い合わせ先	
静岡県 交通基盤部 河川砂防局 河川砂防管理課（水利権）	054-221-3195
静岡県 建設局 土木部 土木管理課	
（一般河川安岡川水系大門川・小豆川・秋山川の指定区間で、静岡市域に存する区間に限る）	054-221-1442

二級水系のお問い合わせ先	
静岡県 交通基盤部 河川砂防局 河川砂防管理課（水利権）	054-221-3195
静岡県 建設局 土木部 土木管理課	
（二級河川浜川川水系浜川、巴川水系大正寺沢川で、静岡市域に存する区間に限る）	054-221-1442
浜松市 土木部 東・浜北土木整備事務所 東土木管理G	
（二級河川馬込川水系北裏川で、浜松市区に存する区間に限る）	053-424-0165
浜松市 土木部 東・浜北土木整備事務所 浜北土木管理G	
（二級河川馬込川水系御陣屋川で、浜松市区に存する区間に限る）	053-585-1152
浜松市 土木部 南土木整備事務所 占用・指導G	
（二級河川都田川水系権現台川・段子川・九瀬川で、浜松市区に存する区間に限る）	053-457-1010

愛知県

一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 中部地方整備局 河川部 水政課	052-953-8146
天竜川水系	
国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所 河川管理課	053-466-0118

豊川水系	
国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 占用調整課	0532-48-8112
矢作川水系	
国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 占用調整課	0532-48-8112
国土交通省 中部地方整備局 矢作ダム管理所	0565-68-2321

庄内川水系	
国土交通省 中部地方整備局 庄内河川事務所 占用調整課	052-914-6935

木曾川水系	
国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 占用調整課	058-251-1326
国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所 占用調整課	0594-24-5718

一般水系（一般河川指定区間）のお問い合わせ先	
愛知県 建設部 河川課 管理グループ	052-954-6552
名古屋市 緑政土木局 河川部 河川管理課	
（一般河川庄内川水系堀川、新堀川、守山川、濃除川、長戸川、野添川の指定区間で、名古屋市区に存する区間に限る）	052-972-2882

二級水系のお問い合わせ先	
愛知県 建設部 河川課 管理グループ	052-954-6552
名古屋市 緑政土木局 河川部 河川管理課	
（二級河川山崎川水系山崎川、日光川水系戸田川、天白川水系大高川・瀬木川・藤川・黒川・手越川・桶田川で、名古屋市区に存する区間に限る）	052-972-2882

福井県	
	
一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
九頭竜川水系	
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 河川占用調整課	0776-35-2661
国土交通省 近畿地方整備局 足羽ダム工事事務所 工務課	0776-27-0642
国土交通省 近畿地方整備局 九頭竜ダム統合管理事務所 管理課	0779-66-5300
北川水系	
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 河川占用調整課	0776-35-2661
一般水系（一般河川指定区間）、二級水系のお問い合わせ先	
福井県 土木部 河川課 河川管理グループ	0776-20-0480

滋賀県	
	
一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について（淀川水系、北川水系に限る）	
国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
淀川水系	
国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課	077-546-0844
国土交通省 近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 総務課	077-545-5675
国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 管理課	072-856-3131
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について（木曽川水系に限る）	
国土交通省 中部地方整備局 河川部 水政課	052-953-8146
木曽川水系	
国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所 占用調整課	058-251-1326
一般水系（一般河川指定区間）のお問い合わせ先	
滋賀県 土木交通部 流域政策局 河川・港海室 河川行政第一係	077-528-4156

京都府	
	
一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
府内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
淀川水系	
国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 占用調整課	072-843-2861
国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 管理課	072-856-3131
国土交通省 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課	0595-63-1611
由良川水系	
国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 河川管理課	0773-22-5104
一般水系（一般河川指定区間）、二級水系のお問い合わせ先	
京都府 建設交通部 河川課 管理担当	075-414-5290

大阪府	
	
一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
府内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
淀川水系	
国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 占用調整課	072-843-2861
国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 管理課	072-751-1111
大和川水系	
国土交通省 近畿地方整備局 大和河川事務所 占用調整課	072-971-1381
一般水系（一般河川指定区間）のお問い合わせ先	
大阪府 都市整備部 河川室 河川環境課	06-6944-9304
大阪市 建設局 下水道河川部 河川課	06-6615-6833
（一般河川淀川水系住吉川・道頓堀川・東横堀川・今川・駒川・臨戸川の指定区間で、大阪市域に存する区間に限る）	
堺市 建設局 土木部 河川水路課	
（一般河川大和川水系狭間川の指定区間で、堺市域に存する区間に限る）	072-228-7418
二級水系のお問い合わせ先	
大阪府 都市整備部 河川室 河川環境課	06-6944-9304
堺市 建設局 土木部 河川水路課	
（二級河川内川水系内川・内川放水溝・土居川で、堺市域に存する区間に限る）	072-228-7418

兵庫県	
	
一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
淀川水系	
国土交通省 近畿地方整備局 猪名川河川事務所 占用調整課	072-751-1111
加古川水系、讃保川水系	
国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 河川管理第一課	079-282-8211
円山川水系	
国土交通省 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 河川管理課	0796-22-3126
一般水系（一般河川指定区間）、二級水系のお問い合わせ先	
兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課 事務班（管理担当）	078-362-3528

奈良県	
	
一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
淀川水系	
国土交通省 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課	0595-63-1611
国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 占用調整課	072-843-2861
大和川水系	
国土交通省 近畿地方整備局 大和河川事務所 占用調整課	072-971-1381
紀の川水系	
国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-424-2471
国土交通省 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所 管理課	0747-25-3013
一般水系（一般河川指定区間）のお問い合わせ先	
奈良県 県土マネジメント部 河川整備課	0742-27-7503

和歌山県	
	
一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
紀の川水系	
国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-424-2471
新宮川水系	
国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 調査第一課	0739-22-4564
一般水系（一般河川指定区間）、二級水系のお問い合わせ先	
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 河川課	073-441-3132

鳥取県	
	
一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 中国地方整備局 河川部 水政課	082-221-9231
千代川水系	
国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 占用調整課	0857-22-8435
天神川水系	
国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 河川管理課	0858-26-6221
日野川水系	
国土交通省 中国地方整備局 日野河川川事務所 調査設計課	0859-27-5484
斐伊川水系	
国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所 占用調整課	0853-21-1850
一般水系（一般河川指定区間）、二級水系のお問い合わせ先	
鳥取県 県土整備部 河川課 管理担当	0857-26-7377

島根県	
	
一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 中国地方整備局 河川部 水政課	082-221-9231
斐伊川水系	
国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所 占用調整課	0853-21-1850
江の川水系、高津川水系	
国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所 占用調整課	0855-22-2480
一般水系（一般河川指定区間）、二級水系のお問い合わせ先	
島根県 土木部 河川課 管理グループ	0852-22-5499

岡山県	
	
一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 中国地方整備局 河川部 水政課	082-221-9231
古井川水系、旭川水系、高梁川水系	
国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 占用調整課	086-223-5101
芦田川水系	
国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所 占用調整課	084-923-2620
一般水系（一般河川指定区間）のお問い合わせ先	
岡山県 土木部 河川課 水政班	086-226-7478
岡山市東区役所 維持管理課 施設管理係	
（一般河川吉井川水系永江川の指定区間で、岡山市域に存する区間に限る）	086-944-5048
岡山市中区役所 維持管理課 施設管理係	
（一般河川旭川水系倉安川・大畑川の指定区間で、岡山市域に存する区間に限る）	086-901-1633
二級水系のお問い合わせ先	
岡山県 土木部 河川課 水政班	086-226-7478

広島県	
	
一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 中国地方整備局 河川部 水政課	082-221-9231
太田川水系、小瀬川水系	
国土交通省 中国地方整備局 太田河川事務所 占用調整課	082-221-2436
江の川水系	
国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所 占用調整課	0824-63-4121
芦田川水系	
国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所 占用調整課	084-923-2620
高梁川水系	
国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 占用調整課	086-223-5101
一般水系（一般河川指定区間）、二級水系のお問い合わせ先	
広島県 土木建築局 道路河川管理課 河川砂防管理グループ	082-513-3923

山口県	
	
一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 中国地方整備局 河川部 水政課	082-221-9231
佐波川水系	
国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所 河川管理課	0835-22-1785
小瀬川水系	
国土交通省 中国地方整備局 太田河川事務所 占用調整課	082-221-2436
一般水系（一般河川指定区間）、二級水系のお問い合わせ先	
山口県 土木建築部 河川課 水政班	083-933-3770

徳島県	
	
一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 四国地方整備局 河川部 水政課	087-851-8061
吉野川水系	
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 河川占用調整課	088-654-2211
那賀川水系	
国土交通省 四国地方整備局 那賀河川事務所 管理課	0884-22-6461
一般水系（一般河川指定区間）、二級水系のお問い合わせ先	
徳島県 県土整備部 河川整備課	088-621-2626

香川県	
	
一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 四国地方整備局 河川部 水政課	087-851-8061
吉野川水系	
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 河川占用調整課	088-654-2211
土讃川水系	
国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所 工務第一課	087-821-1561
一般水系（一般河川指定区間）、二級水系のお問い合わせ先	
香川県 土木部 河川砂防課	087-832-3536
愛媛県	
	
一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 四国地方整備局 河川部 水政課	087-851-8061
吉野川水系	
国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所 管理課	0883-72-3000
重信川水系	
国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所 河川管理課	089-972-0034
越川水系	
国土交通省 四国地方整備局 大洲河川国道事務所 河川管理課	0893-24-5185
仁淀川水系	
国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所 河川管理課	088-833-0111
渡川水系	
国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所 河川管理課	0880-34-7301
一般水系（一般河川指定区間）、二級水系のお問い合わせ先	
愛媛県 土木部 河川港湾局 河川課	089-912-2671

高知県	
	
一般水系（一般河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一般水系（一般河川大臣管理区間）について	
国土交通省 四国地方整備局 河川部 水政課	087-851-8061
吉野川水系	
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 河川占用調整課	088-654-2211
国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所 管理課	0883-72-3000
仁淀川水系、物部川水系	
国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所 河川管理課	088-833-0111
渡川水系	
国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所 河川管理課	0880-34-7301
一般水系（一般河川指定区間）、二級水系のお問い合わせ先	
高知県 土木部 河川課	088-823-9839

福岡県	
一級水系（一級河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一級水系（一級河川大臣管理区間）について	
国土交通省 九州地方整備局 河川部 水政課	092-471-6331
筑後川水系、矢部川水系	
国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 占用調整課	0942-33-9131
連賀川水系	
国土交通省 九州地方整備局 連賀川河川事務所 占用調整課	0949-22-1830
山国川水系	
国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所 管理課	0979-24-0571
一級水系（一級河川指定区間）、二級水系のお問い合わせ先	
福岡県 農土整備部 河川課	092-643-3667

佐賀県	
一級水系（一級河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一級水系（一級河川大臣管理区間）について	
国土交通省 九州地方整備局 河川部 水政課	092-471-6331
筑後川水系	
国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 占用調整課	0942-33-9131
松浦川水系、六角川水系、嘉瀬川水系	
国土交通省 九州地方整備局 武雄河川事務所 管理課	0954-23-5151

一級水系（一級河川指定区間）、二級水系のお問い合わせ先	
佐賀県 土木部 河川課	0952-25-7161

長崎県	
一級水系（一級河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一級水系（一級河川大臣管理区間）について	
国土交通省 九州地方整備局 河川部 水政課	092-471-6331
本明川水系	
国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所 河川管理課	095-839-9211
一級水系（一級河川指定区間）、二級水系のお問い合わせ先	
長崎県 土木部 河川課	095-822-0397

大分県	
一級水系（一級河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一級水系（一級河川大臣管理区間）について	
国土交通省 九州地方整備局 河川部 水政課	092-471-6331
筑後川水系	
国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 占用調整課	0942-33-9131
国土交通省 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所 管理課	0942-39-6651
山国川水系	
国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所 管理課	0979-24-0571
大分川水系	
国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 河川管理課	097-544-4167
国土交通省 九州地方整備局 大分川ダム工事事務所 調査設計課	097-538-3391
大野川水系	
国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 河川管理課	097-544-4167
香江川水系	
国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 河川管理課	0972-22-1880
一級水系（一級河川指定区間）、二級水系のお問い合わせ先	
大分県 土木建築部 河川課	097-506-4593

宮崎県	
一級水系（一級河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一級水系（一級河川大臣管理区間）について	
国土交通省 九州地方整備局 河川部 水政課	092-471-6331
五ヶ瀬川水系	
国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所 河川管理課	0982-31-1155
川内川水系	
国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所 管理課	0996-22-3271
小丸川水系、大淀川水系	
国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 占用調整課	0985-24-8221
一級水系（一級河川指定区間）、二級水系のお問い合わせ先	
宮崎県 農土整備部 河川課	0985-26-7184

熊本県	
一級水系（一級河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一級水系（一級河川大臣管理区間）について	
国土交通省 九州地方整備局 河川部 水政課	092-471-6331
筑後川水系	
国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 占用調整課	0942-33-9131
国土交通省 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所 管理課	0942-39-6651
菊池川水系	
国土交通省 九州地方整備局 菊池川河川事務所 管理課	0968-44-2171
白川水系	
国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 占用調整課	096-382-1111
国土交通省 九州地方整備局 立野ダム工事事務所 調査設計課	096-385-0707
緑川水系	
国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 占用調整課	096-382-1111
国土交通省 九州地方整備局 緑川ダム管理所	0964-48-0216
球磨川水系	
国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所 河川管理課	0965-32-4135
国土交通省 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所 総務課	0966-23-3174

一級水系（一級河川指定区間）のお問い合わせ先	
熊本県 土木部 河川港湾局 河川課	096-333-2508
熊本市 都市建設局 河川課	
（一級河川緑川水系加勢川・寛川・健康川・漢那廻川・保田窪放水路の指定区間で、熊本市域に存する区間に限る）	096-328-2571
二級水系のお問い合わせ先	
熊本県 土木部 河川港湾局 河川課	096-333-2508
熊本市 都市建設局 河川課	
（二級河川坪井川水系万石川・栗谷川・豊川で、熊本市域に存する区間に限る）	096-328-2571

鹿児島県	
一級水系（一級河川大臣管理区間）のお問い合わせ先	
県内の一級水系（一級河川大臣管理区間）について	
国土交通省 九州地方整備局 河川部 水政課	092-471-6331
川内川水系	
国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所 管理課	0996-22-3271
肝風川水系	
国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所 河川管理課	0994-65-2541
一級水系（一級河川指定区間）、二級水系のお問い合わせ先	
鹿児島県 土木部 河川課	099-286-3590

沖縄県	
内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課	098-866-1908
沖縄県 土木建築部 河川課	098-866-2404

【問い合わせ先】
 国土交通省 水管理・国土保全局
 水 政 課 水利調整室
 河川環境課 流水管理室
 〒100-8918
 東京都千代田区霞が関2丁目1-3
 電話：03-5253-8111（代表）

★発電水利に関するご相談はこちら
 国土交通省 水管理・国土保全局
 発電水利相談窓口
 電話によるご相談
 03-5253-8441（窓口直通）
 電子メールによるご相談
 hqt-syosuiryoku@mlit.go.jp
 発電水利相談窓口のご案内URL
http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/syousuiryoku_madoguchi.html

地方整備局等及び河川事務所に窓口を設置し、小水力発電のプロジェクト形成を積極的に支援しています。ぜひご相談ください！



- ・申請方法が分からない
- ・事例を紹介してほしい
- ・河川の流量データがほしい

窓口へご相談ください！

河川法の申請手続の相談や河川管理者が調査したデータの提供など、地域の実情を踏まえた支援を実施しています。

